

# 羽島市子ども・子育て支援事業計画（案）

---

羽 島 市



## 目 次

1章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 子ども・子育て支援新制度の概要 .....	2
3. 計画の性格 .....	2
4. 計画の期間 .....	3
5. 次世代育成支援対策地域行動計画との関連性 .....	4
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況 .....	5
1. 人口の動向 .....	5
2. 家庭や地域の状況 .....	7
3. 子どもの状況と子育ての実態 .....	10
4. 子育て支援サービスの提供と利用の動向 .....	16
5. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の達成状況 .....	21
第3章 計画の基本的な考え方 .....	22
1. 基本理念 .....	22
2. 基本目標 .....	23
3. 基本的視点 .....	25
4. 施策の体系 .....	27
第4章 施策の推進方法 .....	28
1. 全ての子育て家庭への支援 .....	28
2. 子育てと仕事の両立支援 .....	36
3. 母子の健やかな成長支援 .....	45
4. 地域で支える子育ての推進 .....	61
5. 子どもにやさしい安全・安心なまちづくりの推進 .....	65
6. ライフステージ別事業一覧 .....	70
第5章 区域設定と数値目標 .....	76
1. 教育・保育提供区域 .....	76
2. 子ども子育て支援事業計画の数値計画一覧 .....	78
第6章 計画の推進 .....	89
1. 各主体の役割 .....	89
2. 各主体の連携 .....	91
3. 計画の進行管理 .....	92
4. 市民参加の推進 .....	92



# 1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

わが国では、未婚率の上昇や晩婚化、夫婦の出生力の低下などによる少子化の深刻化により、将来の労働力・消費市場の縮小による経済成長率の低下や社会保障負担の増加などが大いに懸念されています。また、子ども同士のふれあいの減少や親の過干渉によって子どもの自主性や社会性が育ちにくくなっていること、核家族の増加や就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化していることもあり、子育てを社会全体で支援していくことが急務となっています。

このような状況の中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。本市においては、平成17年度に「子育てしやすいまち羽島アクションプラン（羽島市次世代育成支援行動計画＜前期＞）」を策定し、平成22年度から平成26年度までの後期計画策定を含め、「輝く笑顔でいきいきと暮らせるまちはしま」を基本理念として、計画を推進してきました。

同法に基づき、全国的な取り組みが進められてから10年が経過しましたが、少子化は依然として進行しており、子育ての孤立感や負担感が増加していること、都市部においては待機児童問題等も引き続き大きな問題となっています。

このような背景から、国は新たな取り組みとして「子ども・子育て関連3法」を制定しました。この「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

本市においても子育て支援施策の充実に向けた取り組みをこれまで以上に計画的に・具体的に進めるため、「子ども・子育て支援法」に基づく「羽島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成31年度を目標年度とする子育て支援に係る事業計画を定めました。また、本計画は、平成17年度から推進してきた「羽島市次世代育成支援対策行動計画」で定めた施策とも一貫性を保つ計画として位置づけています。

本計画に基づいた事業を計画的に進め、羽島市が地域全体で子どもたちとその保護者を支え、安心して子育てができるまちとなることを目指します。

## 2. 子ども・子育て支援新制度の概要

---

子ども・子育て支援法は、“保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進”することを趣旨として成立したものです。

同法の主なポイントとして3点が挙げられます。

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援

これらを推進することにより、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、全ての子どもが健やかに成長するように支援することを目的としています。

## 3. 計画の性格

---

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。同法の内容に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。また、改正次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、過去の計画との整合性を保った計画として位置づけています。

## 4. 計画の期間

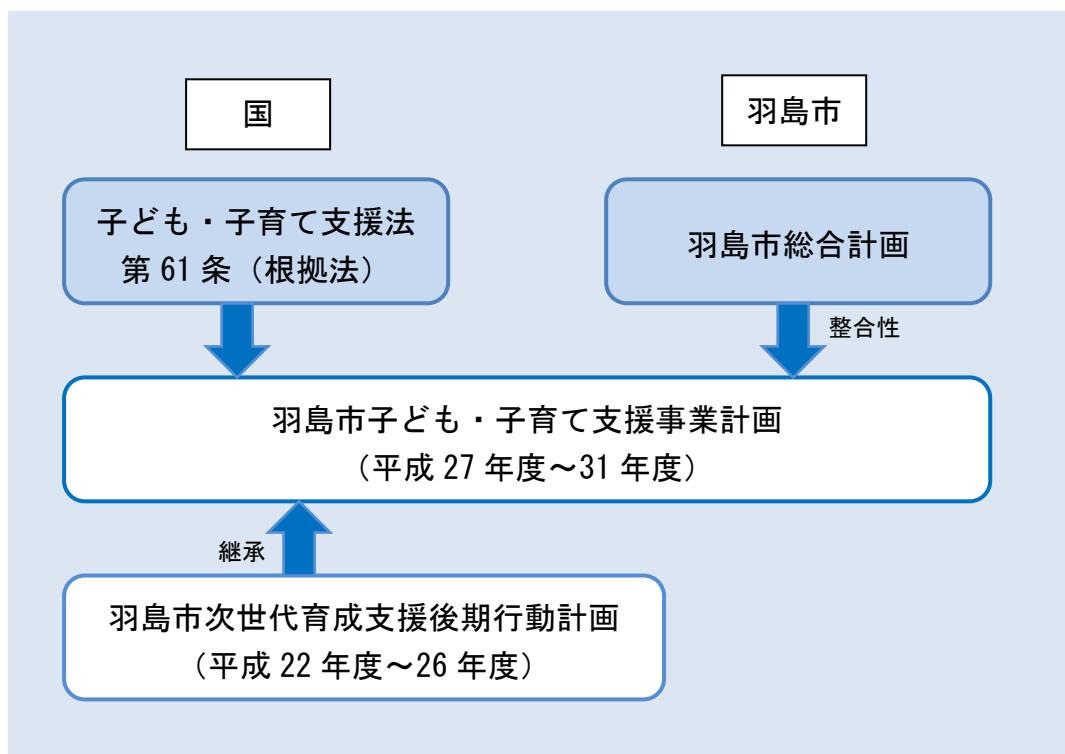
本計画は、平成 27 年度（2015 年度）から 5 年間を計画期間とし、平成 31 年度（2019 年度）を目標年度として定めます。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
羽島市次世代育成支援後期行動計画									
				見直し	羽島市子ども・子育て支援事業計画				
									見直し

## 5. 次世代育成支援対策地域行動計画との関連性

本計画は、次代を担う子どもを生き育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための指針として策定された「子育てしやすいまち 羽島アクションプラン」の内容を踏襲し、さらに「仕事と家庭の両立支援」や「幼児期の学校教育・保育事業の充実」、「地域子ども子育て支援事業の充実」等の項目を加え、より現在の子育て環境に即した施策に取り組むために新たに策定するものです。

図表 1 計画の位置づけ





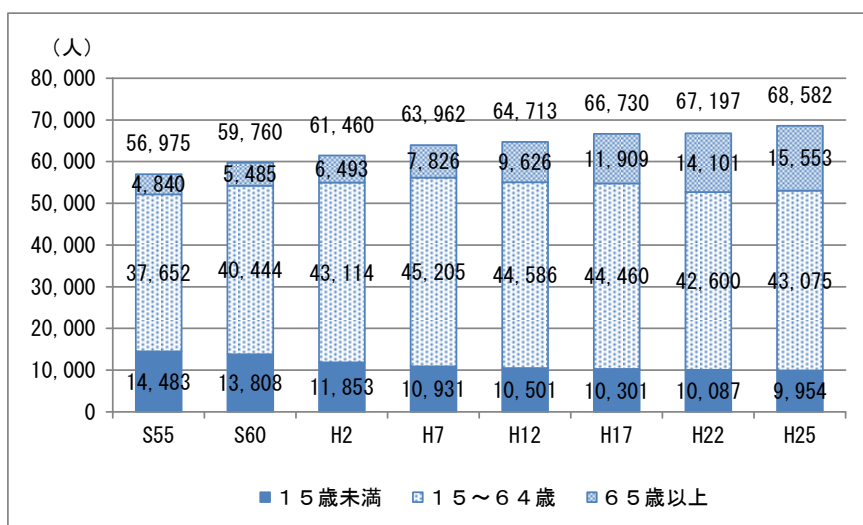
## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

### 1. 人口の動向

#### (1) 人口と出生の状況

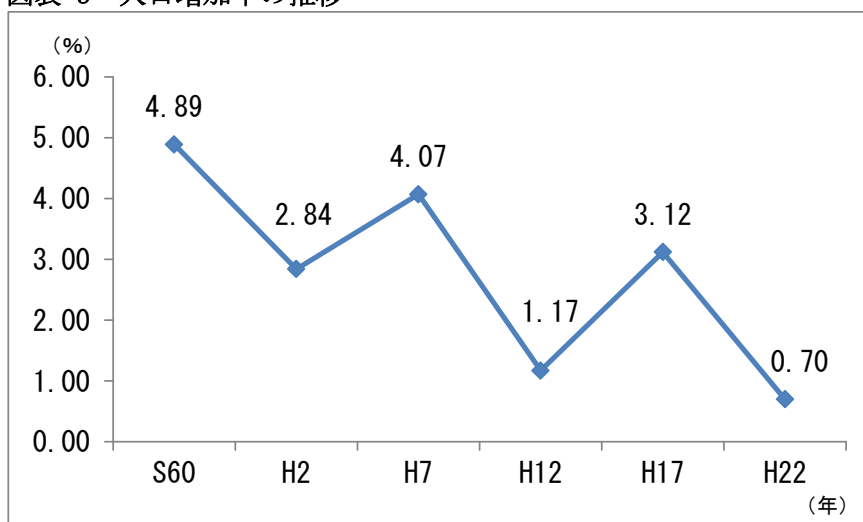
本市の人口は、昭和55年から増加傾向であり、平成25年は68,582人となっています。年齢3区分別にみると、「65歳以上」が昭和55年以降増加し続けている一方で、「15歳未満」は減少し続けています。

図表2 人口の推移<sup>1</sup>



人口増加率の推移をみると、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、昭和60年と平成22年を比較すると4.00%以上減少しています。

図表3 人口増加率の推移<sup>2</sup>

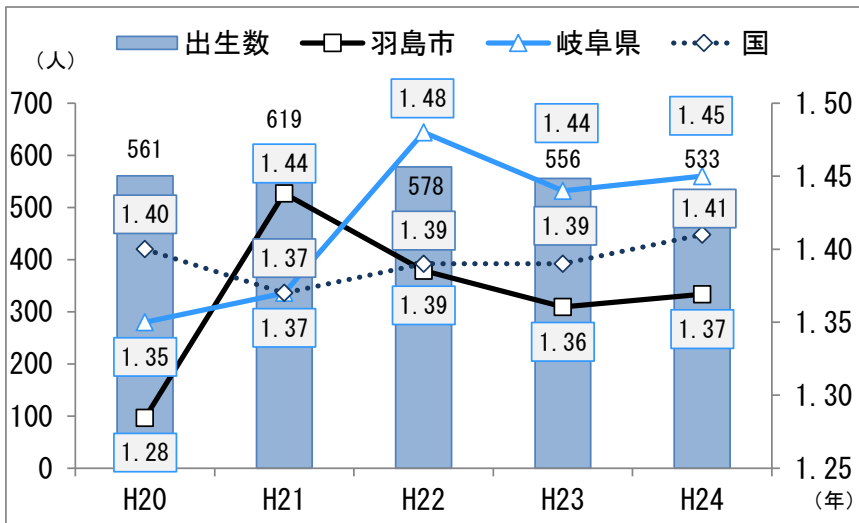


<sup>1</sup> 国勢調査※平成25年は住民基本台帳参照

<sup>2</sup> 国勢調査

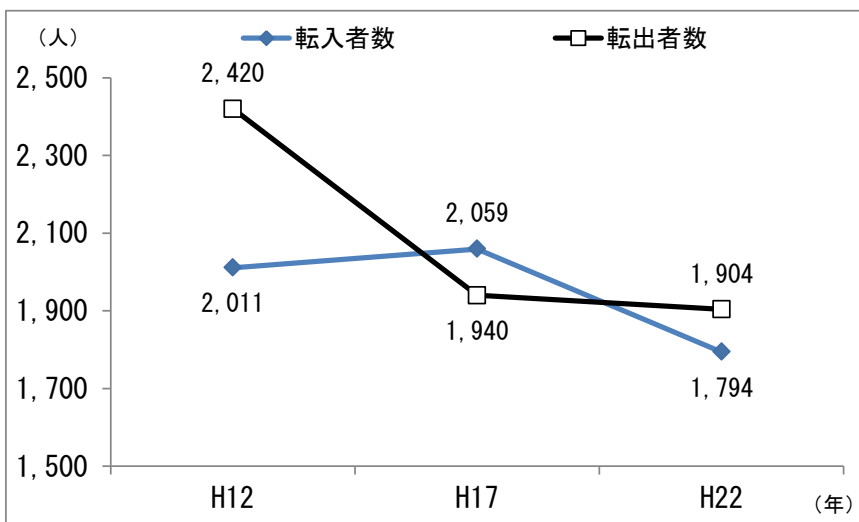
出生数の推移をみると、500～600 人前後で推移しています。合計特殊出生率をみると、平成 21 年を除く各年で県の数値を下回っています。

図表 4 出生数及び合計特殊出生率の推移<sup>3</sup>



転入者数と転出者数の推移をみると、転入者数は平成 12 年から平成 17 年にかけては 2,000 人強で推移していましたが、平成 22 年には減少して 1,794 人になっています。転出者数は減少傾向にあり、平成 12 年と平成 22 年を比較すると 500 人以上減少しています。

図表 5 転入者数及び転出者数の推移<sup>4</sup>



<sup>3</sup> 人口動態調査、岐阜県衛生年報

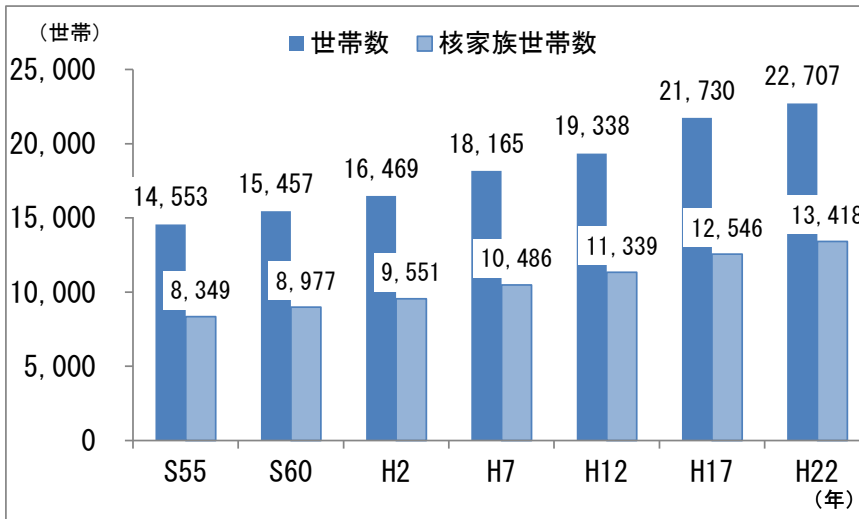
<sup>4</sup> 住民基本台帳人口移動報告

## 2. 家庭や地域の状況

### (1) 世帯の状況

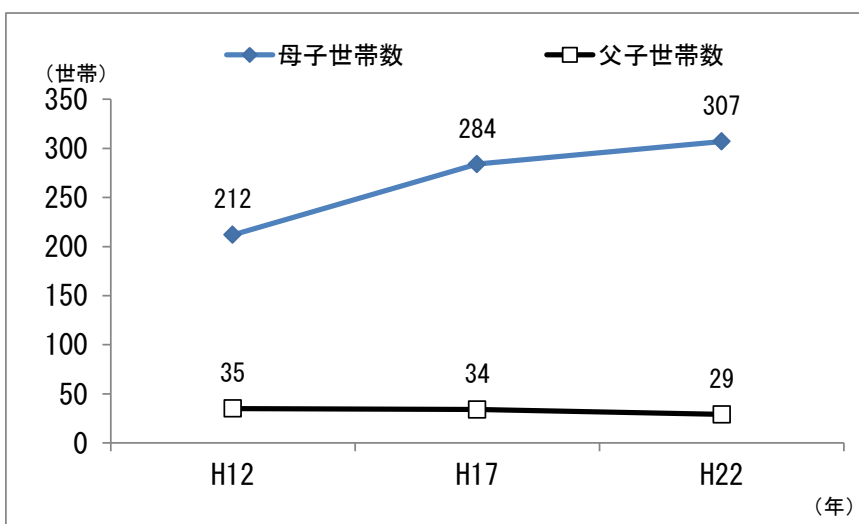
世帯数及び核家族世帯数の推移をみると、いずれも増加傾向にあり、平成22年では世帯数は22,707世帯、核家族世帯数は13,418世帯となっています。

図表6 世帯数及び核家族世帯数の推移<sup>5</sup>



母子世帯数及び父子世帯数の推移をみると、母子世帯数は増加しており、父子世帯数は微減しています。

図表7 母子世帯数及び父子世帯数の推移<sup>6</sup>

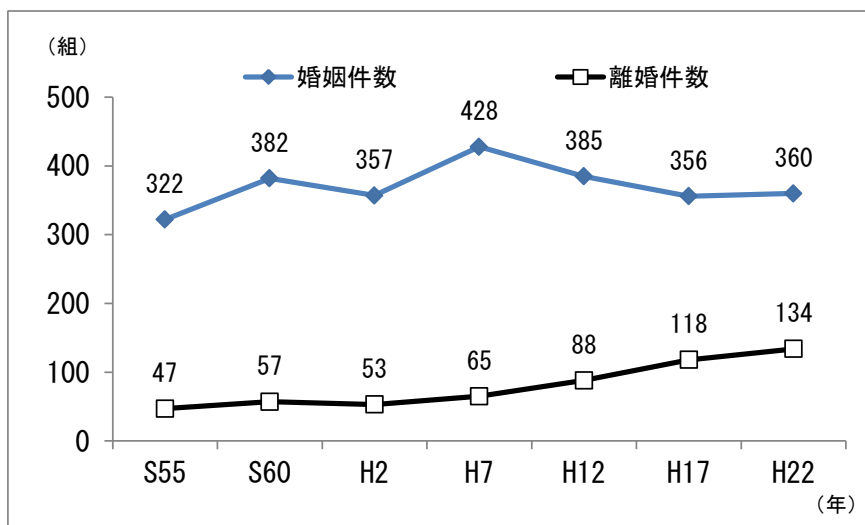


<sup>5</sup> 国勢調査

<sup>6</sup> 国勢調査

婚姻件数をみると、300～400組前後で推移しています。離婚件数は増加傾向にあり、昭和55年と比較すると平成22年は3倍近くの件数になっています。

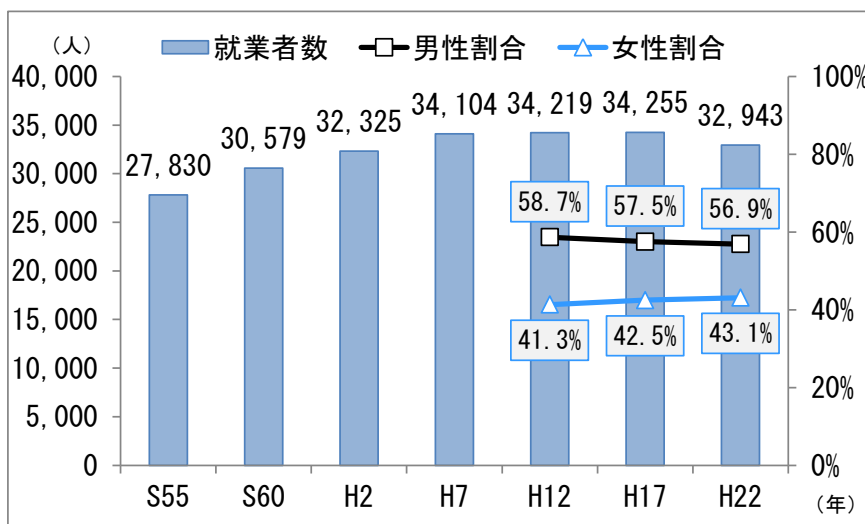
図表 8 婚姻件数及び離婚件数の推移<sup>7</sup>



## (2) 産業と就労状況

就業者数の推移をみると、昭和55年以降増加傾向にあり、平成7年から平成17年にかけては34,000人強で推移していましたが、平成22年では1,000以上減少し32,943人となっています。就業者数のなかの女性の割合は微増しています。

図表 9 就業者数の推移及び男女の割合<sup>8</sup>

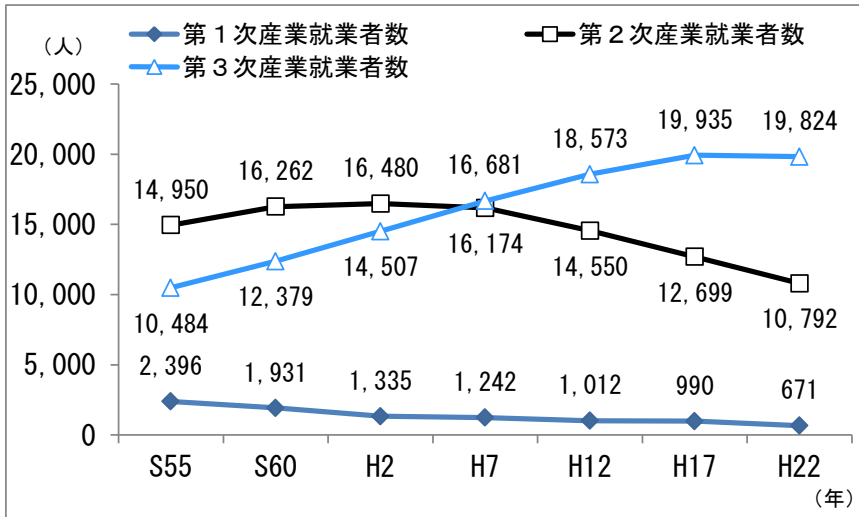


<sup>7</sup> 人口動態調査

<sup>8</sup> 国勢調査

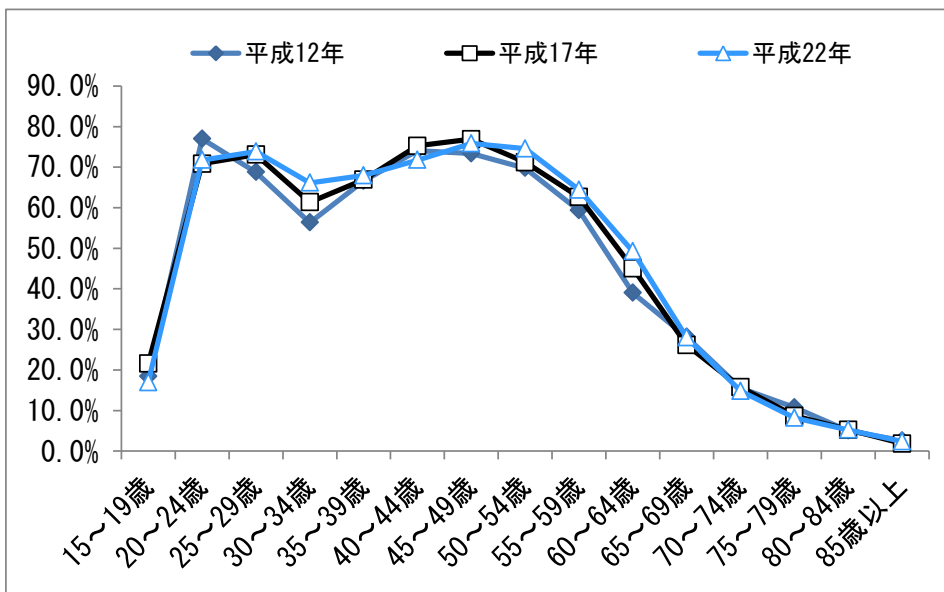
産業種別就業者数の推移をみると、昭和 55 年以降「第 1 次産業就業者数」は減少し続けています。反対に「第 3 次産業就業者数」は増加し続けていましたが、平成 22 年に 100 人強減少して 19,824 人になっています。「第 2 次産業就業者数」は平成 2 年以降減少傾向にあります。

図表 10 産業種別就業者数の推移<sup>9</sup>



女性の年齢別労働力率は、結婚・出産・育児期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。本市においても 30～34 歳の労働力率が低下していますが、平成 12 年から平成 22 年を比較すると、M字曲線は浅くなっており、女性の結婚・出産・育児期の労働力率が上昇しています。

図表 11 女性の年齢別労働力率の推移<sup>10</sup>



<sup>9</sup> 国勢調査

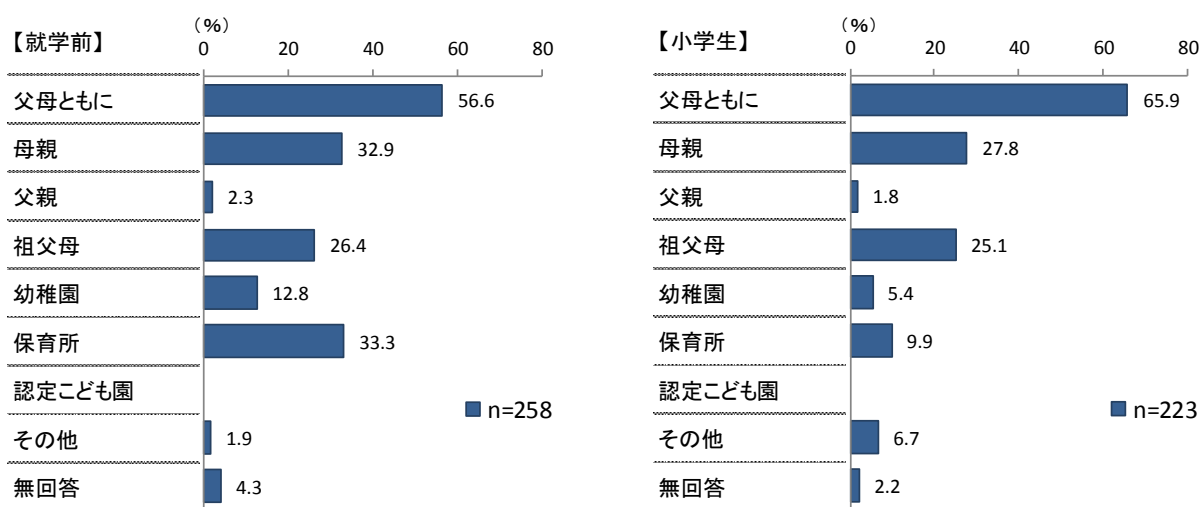
<sup>10</sup> 国勢調査

### 3. 子どもの状況と子育ての実態

#### (1) 日常の子育ての状況<sup>11</sup>

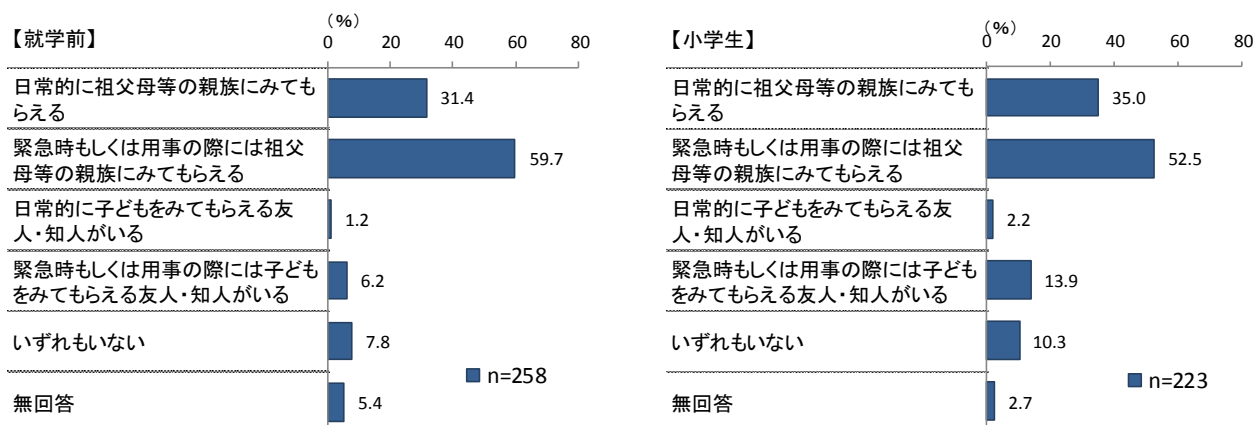
子育てに日常的に関わっている者は、就学前・小学生のいずれも「父母ともに」と回答した割合が半数以上で最も高くなっています。就学前では次いで、「保育所」(33.3%)、「母親」(32.9%)、「祖父母」(26.4%)、小学生では次いで、「母親」(27.8%)、「祖父母」(25.1%)となっています。

図表 12 子育てに日常的に関わっている者



お子さまをみてもらえる親族・知人の有無では、「いずれもない」・「無回答」を除いた“みてもらえる親族・知人がいる”割合は就学前で86.8%、小学生で87.0%となっています。一方、「いずれもない」は就学前で7.8%、小学生で10.3%が回答しています。

図表 13 お子さまをみてもらえる親族・知人の有無

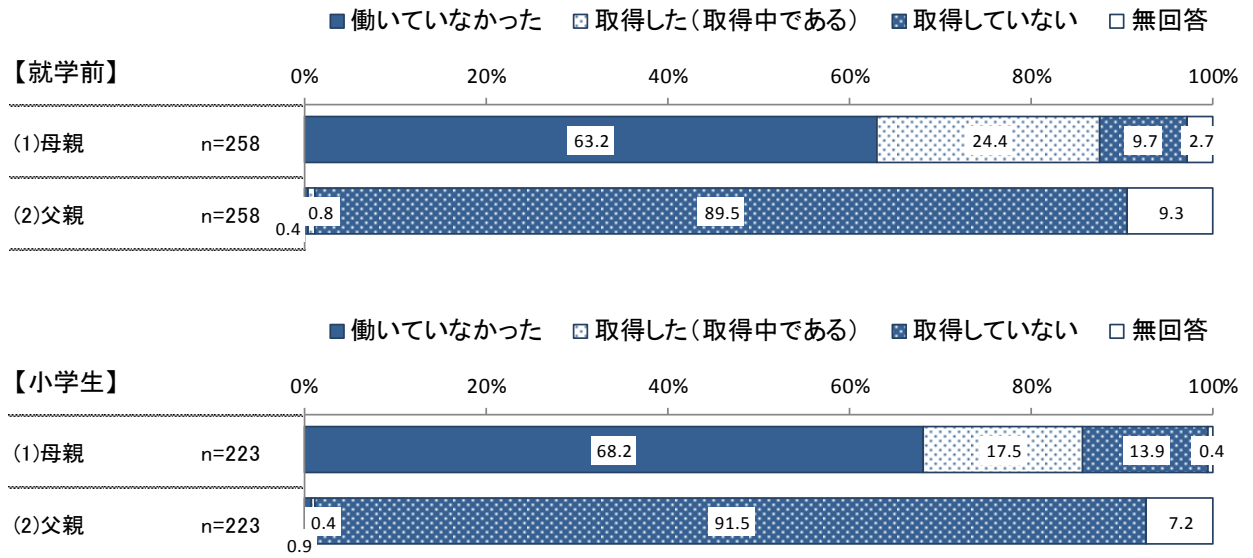


<sup>11</sup> 羽島市子育てに関するアンケート調査（平成26年3月）

## (2) 育児休業の取得状況<sup>12</sup>

育児休業の取得状況について、就学前で「取得した（取得中である）」と回答した母親は24.4%、父親は0.8%となっています。小学生で「取得した（取得中である）」と回答した母親は17.5%、父親は0.4%となっています。就学前・小学生ともに、父親の割合が母親を大きく下回っています。

図表 14 育児休業の取得状況

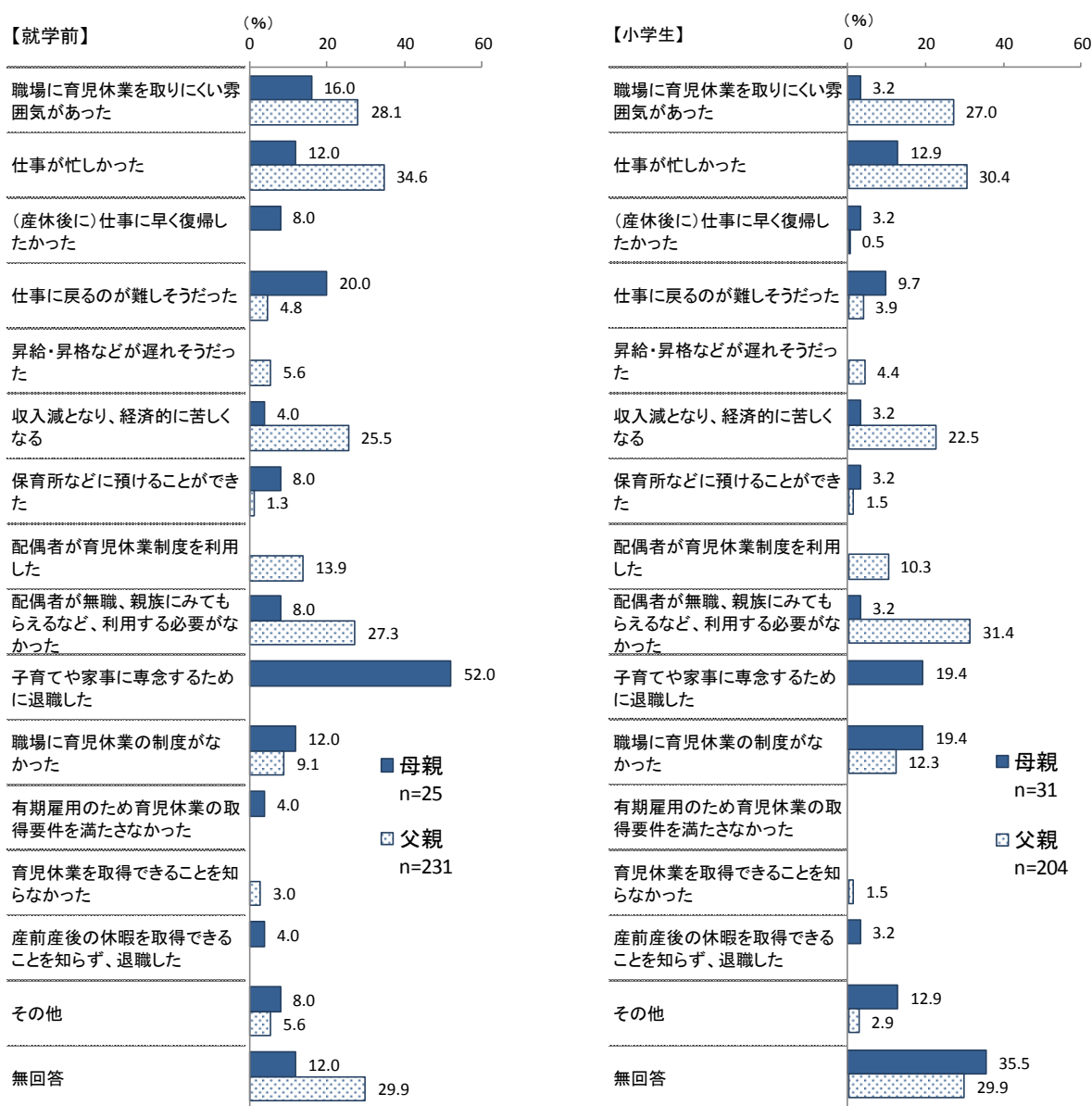


<sup>12</sup> 羽島市子育てに関するアンケート調査（平成26年3月）

育児休業を取得していない主な理由は、就学前の母親は「子育てや家事に専念するために退職した」が52.0%で半数以上となっています。就学前の父親は「仕事が忙しかった」(34.6%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(28.1%)などとなっています。

一方で、小学生の母親は「家事や子育てに専念するために退職した」「職場に育児休業の制度がなかった」(ともに19.4%)、小学生の父親は「配偶者が無職、親族にみてもらえるなど、利用する必要がなかった」(31.4%)、「仕事が忙しかった」(30.4%)などとなっています。

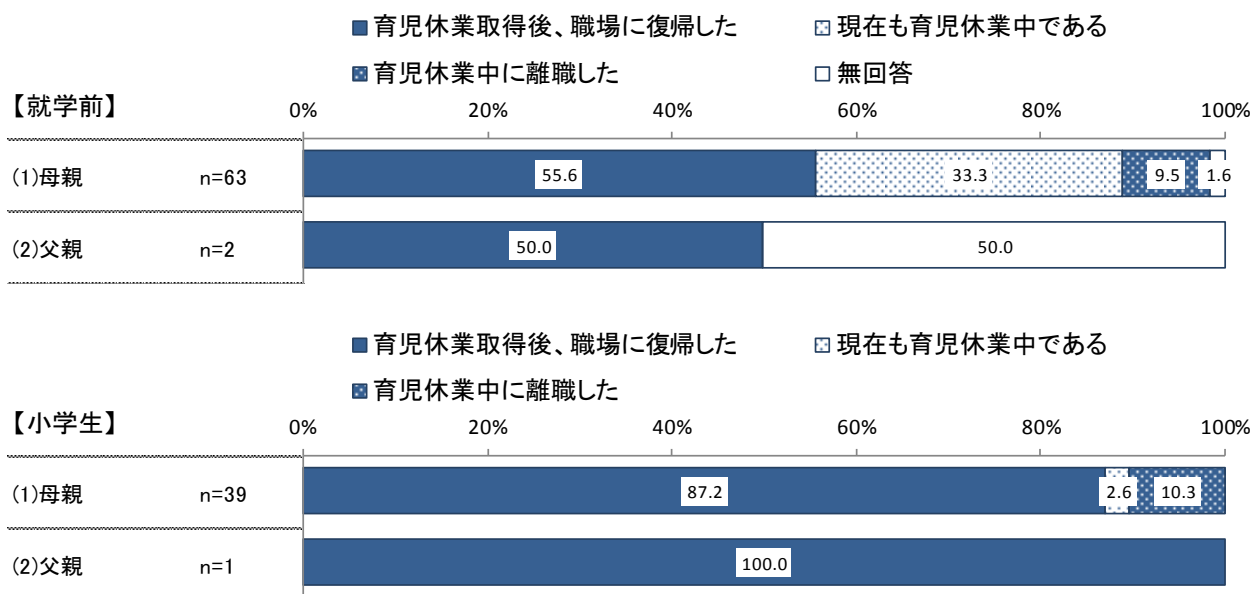
図表 15 育児休業を取得していない理由





職場復帰の有無について、「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した母親の割合は、就学前で55.6%、小学生で87.2%となっています。

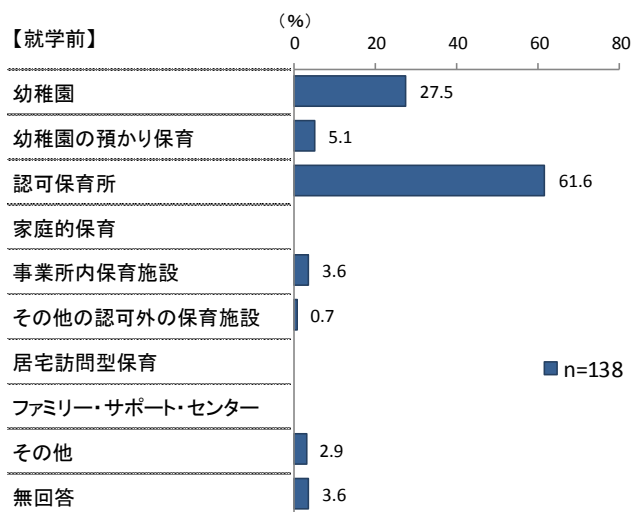
図表 16 育児休業後の職場復帰



### (3) 教育・保育サービスの利用状況<sup>13</sup>

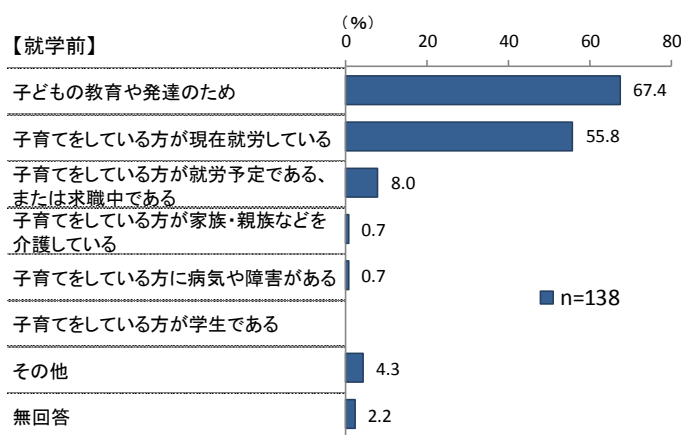
定期的にご利用している教育・保育サービスの種類では、「認可保育所」と回答した割合が 61.6%で最も高く、次いで「幼稚園」(27.5%)となっています。その他のサービスは1割未満となっています。

図表 17 定期的にご利用している教育・保育サービスの種類



定期的な教育・保育サービスを利用している理由は、「子どもの教育や発達のため」と回答した割合が 67.4%で最も高く、次いで「子育てをしている方が現在就労している」(55.8%)となっています。

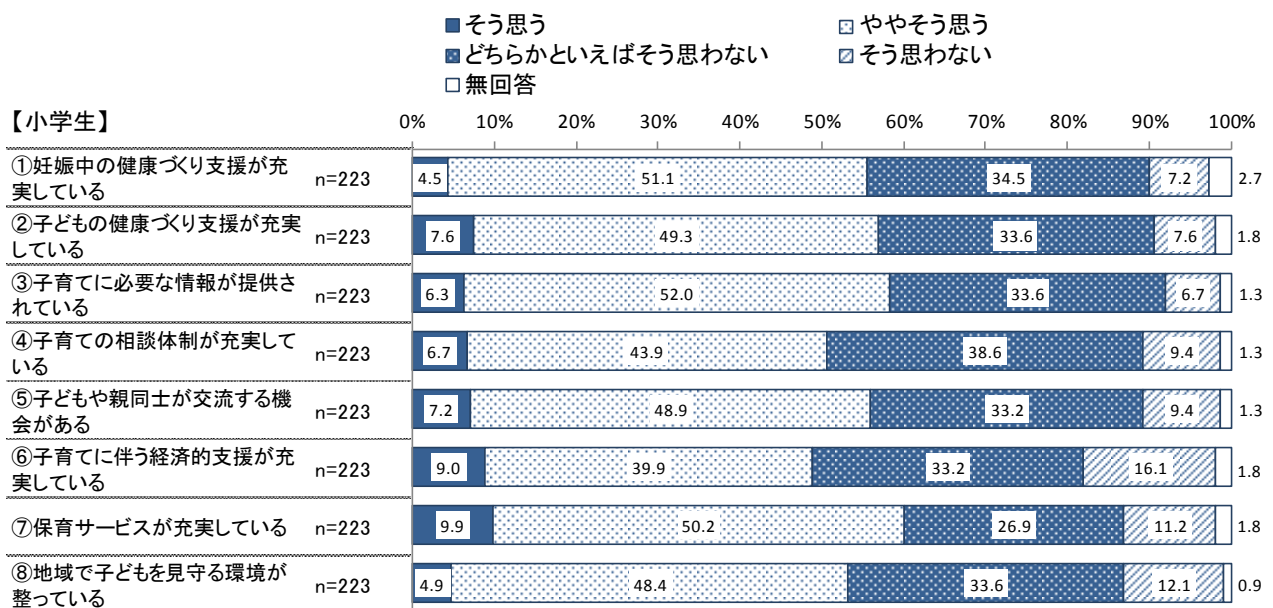
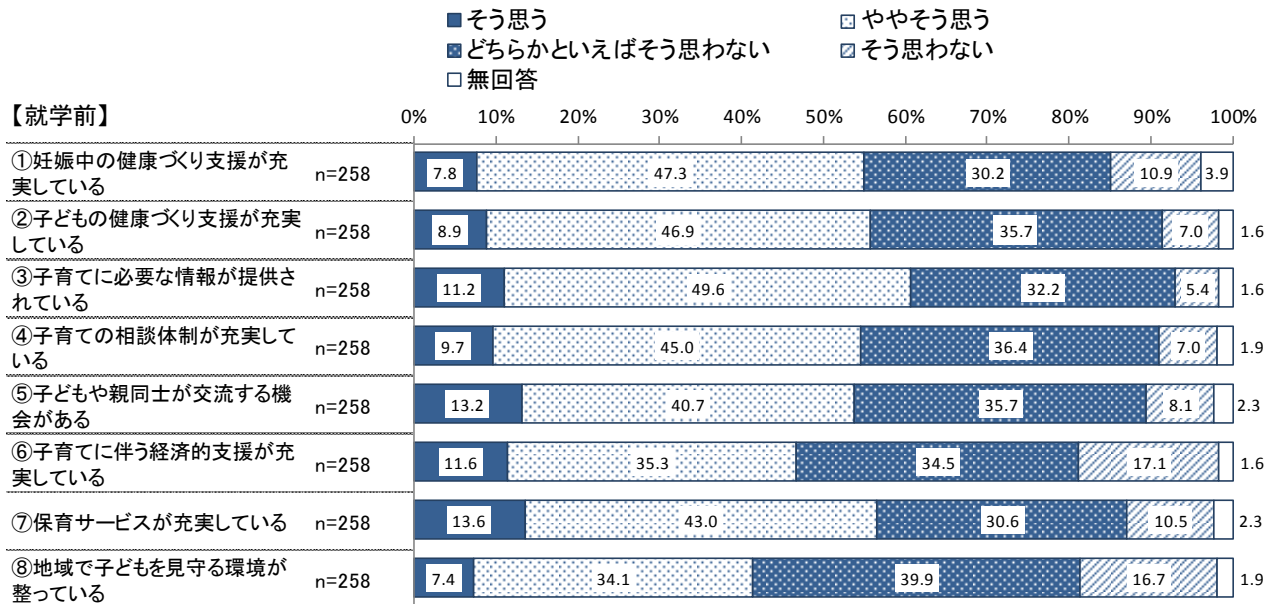
図表 18 定期的な教育・保育サービスを利用している理由



<sup>13</sup> 羽島市子育てに関するアンケート調査（平成 26 年 3 月）

#### (4) 市の子育て支援に対する評価<sup>14</sup>

項目ごとの市の子育て支援に対する評価について、“評価が低い（「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」）”と回答した割合は、就学前では「⑧地域で子どもを見守る環境が整っている」（56.6%）、小学生では「⑥子育てに伴う経済的支援が充実している」（49.3%）が最も多くなっています。



<sup>14</sup> 羽島市子育てに関するアンケート調査（平成26年3月）

## 4. 子育て支援サービスの提供と利用の動向

### (1) 保育・教育サービスの利用状況

図表 19 保育所の利用状況（人）<sup>15</sup>

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
0歳	65	66	96	97	109	106	99
1歳	124	166	177	195	191	184	166
2歳	166	172	231	235	261	260	247
3歳	500	474	426	440	384	435	407
4歳	468	482	436	440	454	390	446
5歳	454	472	486	429	438	463	389
合計	1,774	1,836	1,852	1,836	1,837	1,838	1,754
定員数	1,810	1,780	1,790	1,860	1,830	1,870	1,860
保育所数	11	11	11	11	11	11	11

図表 20 幼稚園の利用状況（人）<sup>16</sup>

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
3歳	203	173	188	180	197	208	188
4歳	209	205	171	193	184	197	210
5歳	223	212	204	175	198	179	197
園数(箇所)	3	3	3	3	3	3	3

図表 21 待機児童数（人）

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
3歳未満	0	0	0	0	0	0	0
3歳以上	0	0	0	0	0	0	0

<sup>15</sup> 各年3月1日時点（平成26年度のみ10月1日時点）

<sup>16</sup> 各年5月1日時点

図表 22 延長保育（11 時間以上）利用者（1 日当たり平均利用人数）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用実績 人／日	221	111	128	132	159	157

図表 23 子育て短期支援事業（ショートステイ）（夜間養護事業）利用者数（年間利用述べ人数）

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ショー トステ イ	利用実績 人／年	-	0	2	0	1	0
夜間 養護 事業		-	-	-	-	29	27

図表 24 一時預かり利用者数（年間利用延べ人数）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育園の一時預かり (利用実績・人／年)	4,553	4,374	6,394	5,130	5,324	5,603

図表 25 病児・病後児保育利用者数（年間利用延べ人数）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
病児保育・病後児保育 (利用実績・人／年)	220	253	317	404	418	432

## （2）教育・保育施設の概況

図表 26 教育・保育施設数

		施設数	うち認定こども園 施設数
保育園	公立	0	0
	私立	11	0
幼稚園	公立	1	0
	私立	2	0
認可外保育施設		3	0

### (3) 保育施設の状況

図表 27 保育施設の状況<sup>17</sup>

保育所名	公立・私立	定員(人)	入所者数(人)	保育士数(人)	実施日時	特別保育				
						乳児	延長	一時	障がい児	休日
足近保育園	私立	150	130	25	7:00 ~19:00	○	○	○	○	
小熊保育園	私立	100	91	14	7:00 ~19:00	○	○	○	○	
正木保育園	私立	300	243	33	7:00 ~19:00	○	○	○	○	
正木なんぶ保育園	私立	170	141	20	7:00 ~19:00	○	○	○	○	
竹鼻保育園	私立	340	293	32	7:00 ~19:00	○	○	○	○	
福寿保育園	私立	70	67	11	7:00 ~19:00	○	○	○	○	
江吉良保育園	私立	250	177	19	7:00 ~19:00	○	○	○	○	
堀津保育園	私立	120	120	16	7:00 ~19:00	○	○	○	○	
桜花保育園	私立	120	110	17	7:00 ~19:00	○	○	○	○	
中島保育園	私立	170	161	21	7:00 ~19:00	○	○	○	○	
桑原保育園	私立	70	65	10	7:00 ~19:00	○	○	○	○	○
計		1,860	1,598	218						

<sup>17</sup> 平成 26 年 4 月 1 日時点

#### (4) 幼稚園の状況

図表 28 幼稚園の状況<sup>18</sup>

幼稚園名	公立・私立	利用定員 (人)	入所者数 (人)	教員数 (人)	預かり保育
西部幼稚園	公立	80	50	5	
羽島幼稚園	私立	350	322	19	○
はしま西幼稚園	私立	280	223	15	○

#### (5) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）

図表 29 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）の状況

利用人数(年間延べ利用回数)

施設名	実施場所	実施日時	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
はっぴーサロン	羽島市児童 センター	火～土曜日 9:30～16:30	9,476	11,296	15,937	16,816	19,304	19,051
子育てひろばかみ なりくん	かみなり村	月～金曜日 9:30～14:30	2,481	4,250	4,538	3,887	4,858	5,057
正木保育園地域子 育て支援センター	正木保育園	月～金曜日 9:00～16:00	7,074	7,860	8,191	7,461	6,995	7,415
中島保育園地域子 育て支援センター	中島保育園	月～金曜日 9:00～17:00	7,757	8,058	7,929	9,185	9,717	9,266
人数計			26,788	31,464	36,595	37,349	40,874	40,789

#### (6) 放課後児童教室（放課後児童クラブ）

図表 30 放課後児童教室数と登録児童数<sup>19</sup>

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
放課後児童教室数(か所)	9	9	11	11	12	12	12
登録児童数(人)	469	418	454	476	489	528	588

<sup>18</sup> 平成 26 年 5 月 1 日時点

<sup>19</sup> 登録児童数は年間平均

図表 31 放課後児童クラブの状況<sup>20</sup>

放課後児童クラブ名	開設場所	実施日時		定員数(人)
		平日	長期休暇	
足近小学校区放課後児童教室	足近小学校	授業終了1時間前 ～19:00	8:00～19:00	40
小熊小学校区放課後児童教室	小熊小学校	授業終了1時間前 ～19:00	8:00～19:00	40
正木小学校区放課後児童教室	正木小学校	授業終了1時間前 ～18:00	8:00～18:00	70
竹鼻小学校区放課後児童教室	竹鼻小学校	授業終了1時間前 ～19:00	8:00～19:00	70
福寿小学校区放課後児童教室	福寿小学校	授業終了1時間前 ～19:00	8:00～19:00	40
中央小学校区第一放課後児童教室	中央小学校	授業終了1時間前 ～19:00	8:00～19:00	60
中央小学校区第二放課後児童教室	中央小学校	授業終了1時間前 ～19:00	8:00～19:00	30
中央小学校区第三放課後児童教室	中央小学校	授業終了1時間前 ～19:00	8:00～19:00	60
堀津小学校区放課後児童教室	堀津小学校	授業終了1時間前 ～19:00	8:00～19:00	40
中島小学校区放課後児童教室	中島小学校	授業終了1時間前 ～19:00	8:00～19:00	40
正木保育園放課後児童教室	正木保育園	授業終了1時間前 ～19:00	7:30～19:00	30
桑原保育園放課後児童教室	桑原保育園	授業終了1時間前 ～19:00	7:30～19:00	30

## (7) ファミリー・サポート・センター

図表 32 ファミリー・サポート・センターの状況

		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
依頼会員	人	223	287	315	372	412	355
協力会員	人	188	213	224	236	278	220
両方会員	人	43	55	57	62	62	52
援助件数	件/年	1,772	1,410	1,545	1,118	984	857

<sup>20</sup> 平成26年4月1日時点



## 5. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の達成状況

事業名	平成 26 年度	
	目標値	実績値
通常保育事業	3歳未満児:380人 3歳以上児:1,390人 計:1,770人	
	11か所	11か所
延長保育事業	320人	
	11か所	11か所
休日保育事業	30人	
	1か所	1か所
病児・病後児保育事業 (年間延べ利用人数/実施か所)	700人	
	1か所	1か所
放課後児童健全育成事業 (登録児童数/実施か所)	440人	
	11か所	12か所
地域子育て支援拠点事業 (実施か所数)	4か所	4か所
一時預かり事業 (実施か所)	16,940人	
	15か所	
ショートステイ事業 (実施か所数)	3か所	3か所
ファミリー・サポート・センター事業 (実施か所数)	1か所	1か所

実績値は○年○月現在

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

**「子どもたちが 輝く笑顔でいきいきと暮らせるまち はしま」**

核家族化の進行や女性の社会進出、高年齢者雇用の増加など、社会環境の変化に伴い働く保護者が大きく増えています。このような中においても、すべての子どもの健やかに育ち、笑顔で暮らしていくことができる社会を実現するため、地域における子育て支援の充実が必要不可欠となっています。

このようなことから、行政をはじめ、事業所や各関係機関、そして一人ひとりの市民との協働により、すべての子どもたちが輝く笑顔でいきいきと暮らせる環境をつくるために協働の取り組みを進めていくことが必要です。

このような考え方から、本市では「子どもたちが 輝く笑顔でいきいきと暮らせるまち はしま」を基本理念とし、地域全体と連携して各種施策を推進していきます。

#### 基本理念の考え方

**子どもたちが 輝く笑顔でいきいきと暮らせるまち はしま**

共に学びあい、育ちあう  
まちづくり

心豊かで健やかに成長する  
まちづくり

安全・安心でいきいきと  
暮らせるまちづくり

- ◆ 基本理念を実現するために必要となる視点を“基本目標”として定め、この内容を達成するための施策を展開します。

## 2. 基本目標

---

### 基本目標①

#### 共に学び合い、育ちあうまちづくり

---

子育てをすることは、保護者にとってこの上ない喜びを与えてくれるものです。しかし、その大きな喜びと比例するように、今まで経験したことのない不安や負担を感じることも無視できない事実です。

これらの不安や負担を保護者が乗り越え、子育てに喜びを感じることができるよう多様な保育サービスや情報提供・相談等の支援を行い、地域が一体となって子育て家庭をサポートしつつ、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという考え方を前提とした“親育ち”に資する取り組みも進めることで、子どもと保護者、そして地域が学び、育ち合う環境を構築していきます。

### 基本目標②

#### 心豊かで健やかに成長するまちづくり

---

子どもたちは、身の回りの様々な環境や人から多くのことを吸収し、成長していきます。そして、子どもたちにとって良好な経験・体験は子ども自身の自尊感情を高め、自立した、心豊かな人間として成長していくものと思われま

す。子どもたちの成長について保護者や行政だけでなく、学校、地域、そして市民一人ひとりが関心を持ち、相互に連携をすることで社会全体で育む環境づくりを推進します。

## 基本目標3

### 安全・安心でいきいきと暮らせるまちづくり

---

子どもたちが地域の中で健やかに成長するためには、子育て家庭が安心して地域の中で子育てができるまちであることが必要です。子育て家庭に配慮した防犯や交通対策、ユニバーサルデザインを取り入れた施設の推進をしていきます。

また、子育て家庭の孤立を防止するため、各種交流事業、仲間づくり、親子の交流機会の充実を図り、子どもや子育て家庭が安全・安心でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

### 3. 基本的視点

---

本計画は、改正次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画としても位置付けています。同法に従い、本計画で掲げる施策を推進する上での基本的な視点を以下のとおり掲げます。

#### (1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限尊重されるように配慮し、子育て支援施策を進めます。

#### (2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるという認識の下、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

#### (3) サービス利用者の視点

社会環境の変化や価値観・就業形態の多様化等に伴う個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを行います。

#### (4) 社会全体による支援の視点

保護者が子育てについての第一義責任を有するという基本的認識の下に、行政はもとより、企業や地域社会など、様々な担い手の協働による取り組みを進めます。

#### (5) 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することを目指し、行政や企業がワーク・ライフ・バランスの推進に向けて積極的な対策を行うことが必要です。

#### (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

結婚から妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援を展開し、どのようなライフステージにおいても充実した子育て支援が提供できる体制を整えます。

## **(7) すべての子どもと家庭への支援の視点**

子育て家庭の孤立や社会的養護が必要な子どもなど、子どもの抱える背景の多様化に対応し、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化の観点を踏まえて取り組みを進めます。

## **(8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点**

子育てサークルや子ども会、自治会など、既存の多様な社会資源を活用し、効果的に子育て支援施策の充実が図られるよう協働していきます。

## **(9) サービスの質の視点**

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、人材の資質向上や情報公開、サービス評価等の取り組みを進めます。

## **(10) 地域特性の視点**

利用者のニーズはもとより、市の地域性を踏まえた施策を展開し、地域の実情に即した取り組みを進めます。

## 4. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の柱	施策項目			
<b>子どもたちが 輝く笑顔でいきいきと暮らせるまち はしま</b>	<b>1 共に学び 合い、育ちあ うまちづくり</b>	<b>1 全ての子育て家庭への支 援</b>	(1) 子育て家庭に対する経済的支援 (2) ひとり親家庭の自立支援 (3) 障がい児施策の充実 (4) 児童虐待防止対策の充実			
		<b>2 子育てと仕事の両立支援</b>	(1) 児童の健全育成 (2) 仕事と家庭の両立支援 (3) 幼児期の教育・保育、地域子育て支 援事業の充実			
		<b>2 心豊かで 健やかに成長 するまちづく り</b>	<b>3 母子の健やかな成長支援</b>	(1) 母子の健康づくりの推進 (2) 小児医療体制の充実 (3) 思春期の健康づくり (4) 食育の推進 (5) 次代の親の育成 (6) 心豊かな人間性を育む教育の推進		
				<b>3 安全・安 心でいきいき と暮らせるま ちづくり</b>	<b>4 地域で支える子育ての推 進</b>	(1) 地域の子育て支援体制の整備 (2) 困難を抱える子ども・若者への相談・ 支援体制の充実
					<b>5 子どもにやさしい安全・安 心なまちづくりの推進</b>	(1) 交通安全・防犯対策の充実 (2) 安全・安心なまちづくり

## 第4章 施策の推進方法

### 1. 全ての子育て家庭への支援

#### (1) 子育て家庭に対する経済的支援

不安定な雇用形態や収入の伸び悩み・減少など深刻な雇用問題を抱える若年層やひとり親家庭等をはじめ、低迷し続ける日本経済のなかで子育て世帯の経済的な負担は非常に大きいものとなっています。すべての子どもたちが、親の経済状況に左右されることなく、健やかな成長を遂げられるように支援を行っていきます。

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
1	児童手当	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもを育てられる社会を作ること、次代の社会を担う子ども 1 人ひとりの育ちを社会全体で応援することを目的とし、中学校修了前の児童を養育する者に手当を支給する制度です。	年 3 回 3 歳未満に月 1 万 5000 円、 3 歳～中学生に月 1 万円。 第 3 子以降の 3 歳～小学校卒業までは月 1 万 5000 円。 受給者数 5,657 人	継続	保険年金課
2	乳幼児等医療費助成	乳幼児等が病院等で診療を受けた場合や保険薬局で薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額を助成する制度です。助成対象期間は、入院、外来共に 15 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日まで実施しています。	入院、外来共、 中学校卒業まで 1 人あたりの平均支給額（年間）31,768 円	継続	保険年金課



番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
3	児童扶養手当	ひとり親家庭が自立した生活を送ることを支援するため、18 歳に到達して最初の 3 月 31 日までの間にある者又は、20 歳未満で、政令で定める程度の障がいのある者を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）に対し手当を支給する制度です。	年 3 回 全額 41,020 円 （一部支給 41,010 円か ら 9,680 円） 2 人目 月 5,000 円 第 3 子以降 月 3,000 円 受給者数 540 人	継続	保険年金課
4	特別児童扶養手当	健全な発育を助長し、福祉の向上を図るために、知的又は身体に障がいのある 20 歳未満のお子さんを養育している方に手当を支給する制度です。 （身障手帳 1 級～3 級 療育手帳 A・B1・B2 の一部の所持者）	年 3 回 1 級 50,050 円 2 級 33,330 円 受給者数 145 人	継続	保険年金課
5	障害児福祉手当	日常生活において常時介護が必要な最重度の 20 歳未満の障がいのある子で障がいを支給事由とする公的給付（公的年金等の受給）のない在宅者に手当を支給する制度です。（身障手帳 1 級 療育手帳 A 以上の所持者）	年 4 回 月 14,180 円 受給者数 41 人	継続	保険年金課
6	重度心身障害児福祉手当	健全な発育を助長し、福祉の向上を図るために、20 歳未満の心身に重度の障がいを有し、障害児福祉手当を受けられない児童の保護者に手当を支給する制度です。 （身障手帳 1 級～3 級 療育手帳 B1 以上の所持者）	年 3 回 月 3,000 円 受給者数 85 人	継続	保険年金課

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
7	保育料の軽減	子育て家庭の経済的負担軽減のため、引き続き、第二子以降の保育料の軽減に努めます。また、市の保育料基準額を国が定める基準額から引き下げます。	軽減率（原則） 第2子 1/2 第3子無料	継続	福祉課
8	幼稚園就園奨励事業	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、所得状況に応じた補助を行い、保育料などの支払いを軽減する事業です。施設型給付を受けない私立幼稚園の利用者が対象となります。	全ての幼稚園 に対して実施	施設型給付 を受けない 幼稚園のみ 継続	学校教育課
9	児童手当等諸制度の周知	支援を必要とする家庭が、相應の支援を受けられるように、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の各制度の周知に努めます。	広報、ホームページにて周知	継続	保険年金課
10	奨学金制度の周知	教育費の負担を軽減するために、各奨学金制度の周知に努めます。	給付人数 21人	継続	学校教育課
11	貸付金制度の周知	母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進するための修学資金など、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知に努めます。	貸付人数 9人	継続	福祉課
12	養育医療費助成	平成 25 年4月から市町村に権限移譲された母子保健事業です。養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給します。	助成人数 5人	継続	保険年金課

## (2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭は経済的な問題があるだけでなく、家事や育児の負担も大きく、安定し、自立した生活を営んでいくためにはしかるべき支援が必要です。経済的支援や就労支援をはじめ、母子自立支援員の配置や関係団体との連携を行い、情報提供の充実や相談体制の強化にも努め、ひとり親の子育てに対する不安感や負担感の解消に向けての働きを進めます。

番号	事業名	事業内容	現状(平成25年度実績)	目標	担当課
13	ひとり親家庭等自立支援の充実(拡充)	ひとり親家庭の子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援等の総合的な自立支援を推進します。	自立支援訓練給付金申請者0人 高等技能訓練促進費申請者2人	継続	福祉課
14	母子関係団体の育成指導	母子寡婦福祉関係団体の健全育成を図り母子家庭等の自立支援を行います。	母子寡婦福祉連合会会員数570人	継続	福祉課
15	母子生活支援施設の入所措置	18歳未満の子どもを養育している母子家庭又はこれに準ずる事情にある母親が、生活していく上で問題があり子どもを十分に養育できない場合に、母子とともに入所できる施設で、自立促進のための生活を支援します。	実施中	継続	福祉課
16	放課後児童教室の優先入所の推進の支援	ひとり親家庭の子どもが放課後児童教室に優先的入所ができるよう支援します。	実施中	継続	福祉課
17	多様な保育サービスの推進の支援	ひとり親家庭の子どもに対して多様な保育サービスが受けられるよう、広報などを通じて情報提供を行います。	実施中	継続	福祉課
18	相談体制の整備・連携	母子自立支援員、民生・児童委員、主任児童委員をはじめ、関係機関の相談・支援体制を整備・充実し、育児や就労等に不安を抱えるひとり親を支援します。	実施中	継続	福祉課

### (3) 障がい児施策の充実

障がいを抱える子ども及び発達に遅れがみられる子どもの自立や社会参加を目指し、障がい福祉サービスや障がい児保育・障がい児教育の充実等一人ひとりの状況に応じた細やかな支援を展開していきます。また関係機関との連携強化や、障がいの予防・早期発見のための健康診査の充実、相談体制の確立等、乳幼児期から社会人となるまで一貫した取り組みを行っていきます。

番号	事業名	事業内容	現状(平成 25 年度実績)	目標	担当課
19	障がい福祉サービス	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスとして、障がいのある子を居宅において入浴、排せつ、食事等の援助を行う居宅介護、保護者の疾病その他の理由により、施設等に短期間入所し、必要な支援を行う短期入所などの利用が可能です。</p> <p>また、児童福祉法に基づく障害児通所支援として、通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う児童発達支援、学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う放課後等デイサービスなどの利用が可能です。</p> <p>障がい福祉サービスの対象とならないケースでは、地域生活支援事業として外出時の円滑な移動を支援します。</p>	<p>各サービス利用者数</p> <p>居宅介護 8 人</p> <p>短期入所 11 人</p> <p>児童発達支援 143 人</p> <p>放課後等デイサービス 63 人</p> <p>移動支援 35 人</p>	継続	福祉課

番号	事業名	事業内容	現状(平成25年度実績)	目標	担当課
20	障害児保育事業	特別児童扶養手当の支給対象である重度障がい児が入所している保育所及び身体障害者手帳(5級以上)や療育手帳交付児などの軽度障がい児が入所している保育所に対して、助成をし、障がい児の受入れを支援します。	重度障がい児利用者数 21人 軽度障がい児利用者数 11人	継続	福祉課
21	岐阜地域児童発達支援センター組合運営事業	手、足や体幹の機能に障がいのある比較的長期的治療が必要な学齢前の児童と保護者に対して、機能訓練、言語訓練、生活指導を行い、職員と協力しあって将来社会においての1人立ちを目指して療育を行う事業で、岐阜市を始めその構成市町で運営管理をします。	利用人数 36人	継続	福祉課
22	障がい者団体体育成支援事業	障がいのある子をもつ保護者で構成する団体の事業内容の充実及び健全運営を支援します。	実施中	継続	福祉課
23	児童発達相談支援事業	子どもが健やかに発達していくことを目的とし、発達や言葉の相談を保護者に対して相談支援を行っています。	実施中	継続	福祉課
24	特別支援教育の充実	介助員や特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導をサポートします。また関係機関と連携して、早期からの教育相談の充実に努めます。	サポーター数 14人	引き続きサポーターを配置し、継続	学校教育課
25	心理相談	ことばの遅れ、精神発達の遅れの疑いのある幼児の相談を行います。	臨床心理士が相談対応 相談者数 70人	早期に適切な療育へつなげるため、継続	健康管理課

番号	事業名	事業内容	現状(平成 25 年度実績)	目標	担当課
26	乳幼児健康診 査事業	3～4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児を対象に、疾病・心身障がいの早期発見をし、適切な援助を講じるために実施します。	受診者数/対象者数 乳幼児健診 515/527 人 1 歳 6 か月児健診 553/564 人 3 歳児健診 572/595 人	母子保健法に基づき、継続	健康管理課

#### (4) 児童虐待防止対策の充実

虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の健全な成長や豊かな人格形成の妨げとなる行為です。児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を開始した 1990 年以降年々増加しており、虐待に曝される子どもは後を絶ちません。虐待の発生を予防するために、親や養育者への支援の強化や、実際に虐待が起こった場合にいち早く発見し、すぐさま適切な対応がとれるような体制づくりに取り組んでいます。被害に遭う子どもを一人でも少なくするとともに、細心の注意を払い被害児童の心のケアにあたります。

番号	事業名	事業内容	現状(平成 25 年度実績)	目標	担当課
27	地域子育て支援 拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。	市内 4 か所で 実施	継続	福祉課
28	家庭児童相談室 受付業務の充 実・強化	相談窓口を住民に周知するとともに、専門的な知識等が必要になることから、人的資源を積極的かつ、有効的に活用しつつ相談窓口の充実・強化を図ります。	相談件数 237 件	継続	福祉課 市民相談室

番号	事業名	事業内容	現状(平成 25 年度実績)	目標	担当課
29	要保護児童対策 及び DV 対策協 議会	要保護児童（養育、虐待、非行、 不登校等の問題を抱えた子）の 状況改善のために、関係機関等 が必要に応じた連携をとって支 援にあたります。平成 25 年度 より羽島市要保護児童対策及び DV 対策地域協議会となり、DV のケースに対する連携支援も行 っています。	実務者会議 年 5 回開催	継続	福祉課 学校教育課 健康管理課
30	こんにちは赤ち ゃん事業 （乳児家庭訪問 事業）	生後 4 か月までの乳児を持つ全 家庭に母子保健推進員等が訪問 し、「子育てハンドブック」を配 布するとともに、育児不安の解 消、孤立化の防止に努めます。	平成 25 年度 より第 1 子は 全て保健師が 訪問してい る。 訪問件数 528 件	継続	健康管理課

## 2. 子育てと仕事の両立支援

### (1) 児童の健全育成

子どもの健全な育成を支えるためには、地域による働きも不可欠です。近年希薄化が指摘される地域社会のつながりを今一度強化し、子どもたちがさまざまな年代の人との交流や、団体活動・体験活動等への参加を通じて、社会性やコミュニケーション能力、自ら進んで行動を起こしていく姿勢等、生きていくうえで必要な力を身につける場として、また、放課後に子どもが安全に安心して過ごす場としての機能を向上させていきます。

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
31	放課後児童対策事業 （放課後児童健全育成事業） （拡充）	昼間保護者等のいない家庭を主に、小学校児童の育成・指導に資するため、施設・設備等の環境を整え、遊びを主とする健全育成事業を実施します。 6年生までの対象学年拡大を目標とし、拡大に伴う利用児童の増加に対応するため、教室の確保を図っていきます。	小学校 1 年～3 年生を対象に実施 年間平均登録人数 522 人	平成 27 年度から 4 年生まで対象を拡大。 平成 28 年度以降 6 年生まで対象を拡大。	福祉課
32	チビっ子夢広場	乳幼児と保護者を対象とした親子の交流、情報交換の場として提供し、子育てに夢を抱いてもらえるように事業の充実を図ります（児童センター事業）。	乳幼児と保護者を対象に月 1 回の活動を実施 利用組数 43 組	継続	福祉課
33	小学生土曜クラブ	小学生を対象に、学校では学べないことや興味のあることをクラブで体験する事業です。子どもたちのニーズに沿った計画を立てて実施します（児童センター事業）。	小学生を対象に月 1 回の活動を実施 利用延べ人数 135 人	継続	福祉課



番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
34	児童センター運営事業	児童が健やかに生まれ育つため、地域の児童健全育成の拠点として、また子どもの居場所づくりに向け、児童センターの機能を効果的に活用し運営します。	年間利用延べ人数 32,012 人	継続	福祉課
35	ブックスタート事業	市保健センターで乳児健診（毎月 2 回）を受診する親子にブックスタートパック（絵本 2 冊）を手渡し、絵本を通じて親子が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくります。	年間配布人数 517 人	継続	福祉課
36	おはなしひろば事業	乳幼児から小学校低学年を対象に、紙芝居、絵本の読み聞かせ、腹話術等を行い、子どもたちに本のよろこびを知ってもらい子どもたちのふれあいの場として事業を実施します。	毎月第 2、第 4 土曜日に実施 参加人数 555 人	継続	図書館
37	民生・児童委員、主任児童委員活動事業	核家族による子育て不安等子どもに関わる諸問題の増加、少子高齢化等の現状において、健やかに子どもを産み、育てる環境づくりが重要課題であり、地域住民に最も近い存在である各委員が活動しています。	毎月部会を開催し、市内児童生徒の現状把握に努めている。	継続	福祉課
38	小中学校の生徒指導連携強化委員会活動の充実	青少年育成指導員、警察、主任児童委員、学校長、教員同士で、生徒指導上の諸問題について研究協議し、連携をとりながら問題解決に努めます。	年 3 回開催し、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応等の情報交流を行っている。 延べ参加人数 132 人	継続	学校教育課

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
39	子ども会活動	児童文化の向上と健全育成を主目的に活動します。様々な体験や活動を通して社会性、協調性、連帯性を身に付けるとともに実行力、忍耐力、健康な身体と安定した情緒を培います。	地域の中での文化・ふれあい・清掃活動等が活発に行われている。 加入者数 3,847 人	継続	生涯学習課
40	ジュニアリーダークラブ活動	集団活動やボランティア活動を通して責任感、連帯感、社会性を育みます。また、子ども会活動が円滑に推進されるようサポート役を担うなど主体的、自主的な活動の企画実践を通して、指導者としての資質の向上を図ります。	会員数 170 人	継続	生涯学習課
41	人権教育の充実	豊かな人権感覚が身に付くよう、市民を対象にした講演会・小学5、6年生及び中学生を対象に人権作文コンクールを実施します。	年 1 回「人権を考える会」を開催。 講演会参加数 83 人 人権作文コンクール総作品数 765 作品	継続	生涯学習課
42	少年センター	青少年の補導活動や指導を中核に、学校・警察などの関係諸機関や青少年育成市民会議などと連携して、青少年の非行防止と健全育成に努めます。また、環境浄化のため、書店やコンビニへの立ち入り調査も行います。	少年補導員（立ち入り調査員を含む）97 人	青少年の問題行動の多様化に対応していきけるような体制を作っていく。	学校教育課

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
43	地域ふれあい事業	夏祭りや運動会、文化祭など各地区の特色を活かした活動を、公民館・コミュニティセンターごとに実施することで地域コミュニティの活性化を図り子どもたちを健全に育成する環境を整えます。	各 11 地区	継続	生涯学習課 (竹鼻地区公民館) 市民協働課 (各コミュニティセンター)
44	特色ある学級・講座・教室事業	子どもから高齢者まで参加できる地域の特色を活かした様々な教室や講座を実施し、子どもたちに地域の良さを伝えていきます。	各 11 地区	継続	生涯学習課 (竹鼻地区公民館) 市民協働課 (各コミュニティセンター)
45	青少年育成事業	青少年育成推進指導員・推進員・育成員を中心に、全市的及び各地域での青少年育成活動を行うとともに、地域の大人の意識向上を図ります。	青少年育成推進員 1 人 同推進員 24 人 同育成員 331 人	継続	生涯学習課

## (2) 仕事と家庭の両立支援

近年、女性の社会進出が進むにつれ、父親と母親がともに就労している子育て家庭が増加してきています。そこで必要となってくるのは、男性が育児に取り組みやすく、また子どもを持つ女性が働きやすい環境の整備、そして地域に対しての「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の意識啓発活動です。性別に関わらず誰もがひとりの人間として、仕事や家庭生活、地域活動等充実した生活が送れるよう、多様な生活形態や家庭の在り方から自分たちに合ったものを選択できる社会を築いていくことが重要です。

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
46	男女共同参画プランの推進	男女共同参画社会の実現にむけて、プランの推進を図るとともに、市民へ周知、啓発を行います。	実施中	継続	市民協働課
47	家庭における意識啓発の推進	性別役割分担意識を改め、家庭生活において男女がともに、協力し合うという意識啓発を推進します。	小中学校の家庭科の授業において、男女関係なく協力して家庭生活を築くことの大切さを学習している。	継続	学校教育課
48	父親の育児参加の促進	父親も積極的に子育てに関わり、母親のみに負担が集中しないよう、ともに育児を担うよう働きかけます。また、父親も対象とした育児に関する講座の機会・内容等の充実に努めます。	パパママ教室の開催（健康管理課） 授業参観や学校行事を休日にも行い父親の参加がみられる。（学校教育課）	継続	健康管理課 学校教育課

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
49	羽島市特定事業主行動計画の推進	育児休業や介護休暇制度の拡充と、制度の利用がしやすい職場の雰囲気など、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めます。	育児休業取得者数 33 人 女性職員の育児休業取得率は 100%となっているが、男性職員の育児休業取得がない。	女性職員同様に、男性職員も育児休業取得できるような職場環境の整備に努める。	職員課
50	事業主・企業の取り組み促進の啓発	育児休業や介護休暇制度の拡充を促進するために、事業主等に制度の趣旨や内容についての普及啓発に努めます。	実施中	継続	商工観光課
51	次世代認定マークの取得啓発	仕事と子育ての両立を支援する企業に対して与えられる「次世代認定マーク」について、その取得の啓発に努めます。	実施中	継続	商工観光課

### (3) 幼児期の教育・保育、地域子育て支援事業の充実

幼児期の教育は、その後の人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児の特性を踏まえ教師と幼児の信頼関係のもと行われる必要があります。教育内容の充実はもちろん、教師の質の向上にも取り組んでいきます。また、共働き世帯の増加や核家族化の進行等により、保育サービスに対する需要は高まり、そのニーズは多様化してきています。今後もそれぞれの家庭の状況に応じた保育サービスを展開していきます。

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
52	通常保育事業	共働き世帯等、保育に欠ける乳幼児のために保護者に代って保育します。	市内私立保育園 11 園	継続	福祉課
53	延長保育事業（時間外保育事業）	就業形態の多様化や、通勤時間の伸長等に対応した長時間保育を促進するため、延長保育を実施する保育所に対して、助成をし、働く保護者を支援します。	年間利用延べ人数 34,607 人	継続	福祉課
54	一時預かり事業	家庭において、保育を受けることは一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園で一時的に預かります。	年間利用延べ人数 5,603 人 （保育所）	継続	福祉課
(20)	障がい児保育事業（再掲）	特別児童扶養手当の支給対象である重度障がい児が入所している保育所及び身体障害者手帳（5 級以上）や療育手帳交付児などの軽度障がい児が入所している保育所に対して、助成をし、障がい児の受入れを支援します。	重度障がい児利用者数 21 人 軽度障がい児利用者数 11 人	継続	福祉課
55	低年齢児保育促進事業	低年齢児の年度途中入所や多様なニーズに対応した柔軟な短時間保育サービスを提供するため、県が定める保育士配置基準を満たしている保育所に対し人件費を助成し、低年齢児の受入れを促進します。	年間利用延べ人数（0 歳・1 歳・2 歳児） 5,542 人	継続	福祉課

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
56	保育所広域入所事業	保育に欠ける児童の保護者が市外に通勤している場合、勤務先のある市町村の保育所に入所させることが可能です。また、里帰り出産により実家の所在する市町村の保育所に入所させることも可能です。	実施中	継続	福祉課
57	保育所施設整備事業	少子化により児童数が減少する中で、老朽施設の改築等にあわせ、保育所の特別保育や地域の子育て支援などの多機能化に重点をおいた計画的な整備を図り、地域の実情にあった保育サービスの提供を図ります。	実施中	継続	福祉課
58	保育関係職員研修事業	次代の担い手である乳幼児を心身ともに健全に育成するため、また、保育需要の多様化に対処するためには、保育士、幼稚園教諭をはじめとする施設職員のより一層の専門的な知識及び技術が必要とされ、保育内容の高度化に対応できる職員の養成を促進します。	実施中	継続	福祉課
59	保育所における子育て支援事業	保育所において、未就園児を対象に園庭・プレイルームを開放するとともに、子育て等に悩みを持つ保護者に対して、子どもの状況の情報交換、担当保育士との相談等、幅広い子育て支援を図ります。	市内私立保育園 11 園	継続	福祉課

番号	事業名	事業内容	現状(平成 25 年度実績)	目標	担当課
60	子育て短期支援事業	<p>病気や出産、仕事などの理由で子どもの世話を家庭で行うことが一時的に難しくなった時に、養護施設などで短期間子どもを預かり、保護者の子育てを支援します。</p> <p>平成 23 年度までは、一定の日数養育する短期入所生活援助事業を実施する施設 2 か所のみでしたが、平成 24 年度からは短期入所生活援助事業以外に、一定の時間養育する夜間養護等事業に対応できる施設を 1 か所増やしたため、事業の利便性が向上しています。</p>	3 施設	継続	福祉課



### 3. 母子の健やかな成長支援

#### (1) 母子の健康づくりの推進

母親が安心して子どもを産み育て、母子ともに健康を維持していくことができるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等を充実します。また、相談体制を整備し、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減に努めるとともに、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供等、親になるための準備を整えるための支援を充実させていきます。

番号	事業名	事業内容	現状(平成 25 年度実績)	目標	担当課
(26)	乳幼児健康診査事業 (再掲)	3~4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児を対象に、疾病・心身障がいの早期発見をし、適切な援助を講じるために実施します。	受診者数/対象者数 乳幼児健診 515/527 人 1 歳 6 か月児健診 553/564 人 3 歳児健診 572/595 人	母子保健法に基づき、継続	健康管理課
61	妊婦健康診査	妊婦を対象に、母体や胎児の健康確保のために、医療機関に委託して実施します。	受診者数(延べ) 6,496 人 国の妊婦健診の指針に基づき 14 回の助成をし、経済的負担を軽減している。	国の動向を確認しつつ、事業継続	健康管理課

番号	事業名	事業内容	現状(平成 25 年度実績)	目標	担当課
62	歯科健診	むし歯の予防を目的として、1 歳 6 か月児と 3 歳児の健康診査の中で行います。	受診人数 1 歳 6 か月児 552 人 3 歳児 567 人	母子保健法に基づき、継続	健康管理課
63	はみがき教室とフッ化物塗布	2 歳児及び 2 歳 6 か月児を対象に、歯みがき指導、歯科健診及びフッ化物塗布を行います。また 1 歳 6 か月健診、3 歳児健診においてもフッ化物塗布を行います。	参加人数 378 人	継続	健康管理課
64	予防接種事業	Hib、小児の肺炎球菌、ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、水痘、子宮頸がん予防接種を実施しています。	実施者数(述べ) 13,244 人	今後も制度改正による定期接種ワクチンの増加により複雑化する予防接種を解りやすく周知し、接種率を維持、向上させる。	健康管理課
65	母子訪問事業	助産師と保健師が希望により妊産婦、乳児訪問を実施し、育児指導や相談に応じます。また、必要に応じて母子を対象に、医療機関と保健センターが連携を図りながら、訪問指導を実施します。	訪問件数 602 件 平成 25 年度より第 1 子は保健師が訪問	継続	健康管理課

番号	事業名	事業内容	現状(平成 25 年度実績)	目標	担当課
66	乳幼児相談	出生から就学前までの子と親を対象に、各種の相談を受けるとともに身体計測を行います。相談担当者は、保健師、栄養士、歯科衛生士で、月 2 回実施します。	参加人数(延べ) 1,033 人	継続	健康管理課
67	パパママ教室	母子健康手帳を交付された妊婦が妊娠中の生活を健康に過ごし、安心して出産、育児に臨めるよう実施します。父親の参加がしやすいように日曜日を開催します。	年 4 回、日曜日 に開催 参加人数 81 人	継続	健康管理課
68	母子健康手帳の交付	母子の健康管理のために、妊娠・出産・育児を記録する手帳を交付します。妊婦向けの保健センターの行事や相談先一覧などの情報提供も同時に行います。	交付人数 547 人	継続	健康管理課
69	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の支援を行います。	—	推進	福祉課

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
70	母子保健推進員活動事業	母子保健事業のサポート、こんにちは赤ちゃん事業を実施し、母子の心身の健康維持を支援します。	実施中	継続	健康管理課
71	母子保健推進員育成事業	より適切で、きめ細やかな支援を行うため、年 1～2 回の研修を開き、推進員の資質の向上に努めます。	参加人数 38 人	継続	健康管理課
72	巡回歯科衛生教育	保育園・幼稚園の年長児及び要望のある小学校において、歯みがき指導を行います。	参加人数 615 人	継続	健康管理課
73	乳幼児の事故予防啓発	誤飲予防の啓発や家内の安全対策など子どもが事故にあわない環境づくりについて、啓発活動を行います。	参加人数 1,980 人	継続	健康管理課
74	妊婦歯科健康診査 (拡充)	妊婦が妊娠中に歯科健診、歯科保健指導を受け、歯科疾患の予防に努めます。	平成 25 年度より医療機関委託になったことで受診しやすくなった。 受診者数 129 人	継続	健康管理課
(30)	こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業) (再掲)(拡充)	生後 4 か月までの乳児を持つ全家庭に母子保健推進員等が訪問し、「子育てハンドブック」を配布するとともに、育児不安の解消、孤立化の防止に努めます。	訪問件数 528 件 平成 25 年度より第 1 子は全て保健師が訪問している。	継続	健康管理課

## (2) 小児医療体制の充実

子育てをしやすいまちの条件として、小児医療体制が確立されていることが挙げられます。必要な時にいつでも診てもらえ、病気の診断・治療だけでなく、子どもの発育状態の確認や、健康や子育ての相談、感染症の予防等、幅広く子どもの健康や成長を支援する環境が必要です。今後も医療機関に関する情報提供を行うとともに、かかりつけ医を推奨する啓発活動や、休日・夜間の救急医療機関の周知徹底等に努めていきます。

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
75	休日診療運営事業の周知	休日診療在宅当番医の周知に努めます。	啓発チラシ 年 4 回	継続	健康管理課
76	歯科休日診療運営事業の周知	歯科休日診療在宅当番医の周知に努めます。	啓発チラシ 年 4 回	継続	健康管理課
77	かかりつけ医の推奨	各家庭でかかりつけ医を持つよう啓発活動に努めます。	実施中	継続	健康管理課
78	小児救急体制の整備	岐阜圏域小児救急医療協議会を設置し、圏域における小児救急医療体制の整備に向けて、初期救急医療体制の確保及び調整、2 次救急医療体制の整備、市民への周知などを行います。	実施中	継続	健康管理課

### (3) 思春期の健康づくり

思春期における性の乱れや、薬物乱用、喫煙、飲酒等の問題は年々深刻化してきています。精神が未熟で、多感な時期である思春期は正しい知識・意識の欠如によって、自らの健やかな成長や生涯にわたる心身の健康を大いに妨げる行為に走ってしまうことは少なくありません。今後も、学校教育の場などを通して、性や薬物、喫煙、飲酒等に関して、正しい知識の普及や啓発に力を入れていきます。

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
79	羽島市学校保健会活動の推進	性・薬物、生活習慣、喫煙など様々なテーマを用いて、児童・生徒・教職員・保護者などを対象に、健康保持と学校保健の普及向上を図るため学校医などと連携を図り、講演会などを実施します。	参加人数 200 人	継続	学校教育課
80	薬物乱用防止教育	保健体育のカリキュラム内で実施します。また、外部の専門家を招き、学校行事などを利用して講演会などを実施します。	各小中学校の年間計画に、薬物乱用防止教室が位置づいた。	継続	学校教育課
81	喫煙防止教育の充実	保健体育のカリキュラム内で実施します。また、外部の専門家を招き、学校行事などを利用して講演会などを実施します。	各小中学校の年間計画に薬物乱用防止(喫煙防止を含む)教室が位置づいた。	継続	学校教育課
82	性教育の推進	保健体育のカリキュラム内で実施します。また、外部の専門家を招き、学校行事などを利用して講演会などを実施します。	実施中	継続	学校教育課

#### (4) 食育の推進

生きるうえで、そして子どもが健全に成長していくうえで、正しい食事をすることは決して欠かすことはできません。食の多様性により、私たちの食生活は非常に便利に、そしてそれと同時に乱れやすくなっています。学童期の肥満や若い女性の痩せすぎ等の問題が指摘される現代社会で、子どもと親がともに食に関する正しい知識や習慣を身につけ、心身を豊かにする食生活を営んでいくことが必要です。

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
83	小中学生の食育の推進	市内に在職している 4 名の栄養教諭・学校栄養職員が分担して各小・中学校、幼稚園を訪問し、給食中の講話や保健体育、家庭科のカリキュラム等に取り入れて食育を推進します。	実施中	継続	学校教育課
84	栄養に配慮した学校給食の推進	栄養教諭・学校栄養職員と連携して、給食センターで栄養に配慮した献立を作成し、よりよい学校給食を提供します。	日本型食事献立の開発や地場産物を活用した季節感あふれる献立等を取り入れている。	継続	学校教育課
85	食に関する親への学習機会、情報発信	児童・生徒の親を対象に、食に関する研究会、講演会を行います。	実施中	継続	学校教育課
86	たのしい食育教室	次世代を担う人々に、基礎的な食生活を推進します。	市内の園 86%で実施 参加人数 531人	幼児期に基礎的な食生活の知識を習得させるため継続	健康管理課

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
87	離乳食教室	乳児を対象に、栄養士、保健師及び歯科衛生士が、離乳食、歯の健康の話をするとともに、相談を受けます。同時に離乳食の試食も行います。	参加人数 194 人	継続	健康管理課
(67)	パパママ教室 (再掲)	母子健康手帳を交付された妊婦が妊娠中の生活を健康に過ごし、安心して出産、育児に臨めるよう実施します。父親の参加がしやすいように日曜日に開催します。	年 4 回、日曜日に開催。 参加人数 81 人	継続	健康管理課



## (5) 次代の親の育成

近年、少子化や核家族化等の影響で、子どもたちの人間関係をつくる力の低下や社会性の不足、規範意識が希薄になっていることが問題視されています。子どもたちが将来、周りから孤立することなく、また、子どもを育てる責任と喜びを感じながら、積極的に子育てに関わっていけるよう、子育てや家庭の大切さ、仕事に対する姿勢等を学ぶ場として、乳幼児とのふれあい体験や職場体験等の機会を提供し、次代の親としての意識醸成を図ります。

番号	事業名	事業内容	現状(平成25年度実績)	目標	担当課
88	確かな学力の育成	基礎的、基本的な内容を確実に身に付けさせる指導、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導の充実を図り、確かな学力を育成します。	市独自に学習状況調査を毎年実施。結果分析し、指導の改善に努めています。	継続	学校教育課
89	基礎的な体力の向上	豊かな心の育成とともに、体力の向上を図る教育を推進し、健康な体づくりを支援します。	各学校の体育主任や体育教師を中心に運動に親しむ児童生徒の育成に努めています。	継続	学校教育課
90	基本的な生活習慣の推進	規則正しい生活習慣を身につけることで、心身ともに健康な生活ができる児童・生徒を育成します。	各学校の養護教諭が中心となり、生活ふり返しカードや保健たよりを活用し指導の工夫を図っています。	継続	学校教育課
91	職場体験活動の推進	カリキュラム内で、職場体験活動を今後も実施し、望ましい職業観を育み、豊かな心の醸成を図ります。	実施中	継続	学校教育課

番号	事業名	事業内容	現状(平成 25 年度実績)	目標	担当課
92	乳幼児ふれあい体験	地域の幼稚園や保育園と連携して、中学生が乳幼児とふれあう機会をつくり、保育について体験的に学ぶとともに、豊かな心と思いやりの心の醸成を図ります。	実施中	継続	学校教育課
93	家庭教育学級の推進	家庭教育に関する保護者の学習機会を提供します。公立幼稚園、小・中学校では親としての資質を高めるために創意工夫した学級を開催します。	家庭教育学級参加延べ人数 6,288 人	継続	生涯学習課
94	命輝きふれあい事業	子育て中の親との対話や幼児・老人と触れ合う機会を提供する講座を開催し、青少年の自立支援の一環として命の大切さや思いやる心の育成を図る。	市内中高生を対象に実施 参加人数 31 人	継続	生涯学習課
95	青少年健全育成事業	青少年の健全育成を目的に、小中学生や高校生の社会参加活動の奨励や、挨拶運動、みんなが先生になろう運動の推進、市全体の青少年健全育成事業の充実など様々な活動をします。	青少年育成市民会議構成員 374 人	継続	生涯学習課

## (6) 心豊かな人間性を育む教育の推進

刻々と変化していく社会のなかで、子どもたちがその変化に適応し、自ら学び考え、主体的に行動できるような「生きる力」を育てるための教育を進めていきます。教育の質の向上への取り組みの一端として、開かれた学校・園づくりを進め、保護者や地域の意向を教育や学校運営に反映させていきます。また、深刻な問題となっているいじめや不登校等に対しては、児童・生徒に対する相談体制の強化に努めます。

番号	事業名	事業内容	現状(平成25年度実績)	目標	担当課
96	キャリア教育の推進	一人ひとりのキャリア発達や個としての自立を促す視点を教育課程に位置付け、児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てます。	各校で進路指導全体計画及び題材系統図を作成し、発達の段階に即したキャリア教育を行っている。	継続	学校教育課
97	少人数指導・TT(チームティーチング)指導の推進	習熟度別の少人数指導やTT指導を効果的に取り入れ、個に応じたきめ細かな指導を実現し、基礎的基本的な内容の確実な定着に努めます。	実施中	継続	学校教育課
98	研究指定校推進事業	教科指導等の研究指定を行うことにより、指導方法の工夫改善等についての研修を強化し、教員の指導力、授業力の向上を図ります。	実施中	継続	学校教育課
99	教員の力量アップ講座の開催	夏季休業時に教員を対象に、指導力向上のための力量アップ講座を実施します。	実施中	継続	学校教育課
100	学校教育への外部人材の活用	クラブ活動や総合的な学習の時間に著名人や、地域の人々の能力を活かした学習の場を開設し、多様な人材を活用します。	各校で地域の優れた人材を目的に応じて多様に活用している。	継続	学校教育課

番号	事業名	事業内容	現状(平成25年度実績)	目標	担当課
101	学習支援員設置事業	学習の遅れがちな児童生徒を中心に、教科担任とともに TT で指導し、学習の自立を促すようサポートします。	市内の各小学校にラーニングサポーターを配置して学習の自立をサポートしている。 ラーニングサポーター数 13人	継続	学校教育課
102	小学校英会話指導	小学校において、担任と英語指導助手で楽しく学ぶことを基本として英会話指導をします。	高学年では年間 35 時間を実施。	継続	学校教育課
(24)	特別支援教育の充実(再掲)	介助員や特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導をサポートします。また関係機関と連携して、早期からの教育相談の充実に努めます。	サポーター数 14人	引き続きサポーターを配置し、継続	学校教育課
103	放課後子ども教室推進事業	心豊かでたくましい子どもたちを地域社会の中で育む環境づくりを推進するため、学校の余裕教室等を活用して活動拠点を設け、地域の大人をスタッフとして迎え、スポーツや文化活動等の体験活動や地域住民との交流活動の取り組みを支援します。	実施校数3校	継続し、他の学校区にも拡充していきます。	生涯学習課
104	地域ぐるみの道徳教育の推進	道徳教育推進協議会を中心として、啓発新聞“羽島の子”を発行し、道徳意識の向上を図ります。	実施中	継続	学校教育課

番号	事業名	事業内容	現状(平成25年度実績)	目標	担当課
105	生徒会サミットの推進	各中学校の生徒会役員がつどい、市内の中学校統一の活動を考案し、あいさつ運動やクリーン活動など自主的な活動を行います。	参加人数 70人	継続	学校教育課
106	メンタルフレンドの配置	お兄さんお姉さんのような年代の大学生に家庭訪問や適応指導教室こだまの活動に参加してもらい、子どもたちの友達になって、遊びや会話を通して生活空間を広げることにより、情緒の安定と自己回復力を引き出すことを行います。	メンタルフレンド数 10人	継続	学校教育課
107	スクールカウンセラーの配置	臨床心理士など児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有するものの中から選考の上任用された人を中学校に配置し、子どもとのカウンセリングや先生方とのコンサルテーション、保護者との面接相談や自由来室活動など様々な活動をします。	(県事業) スクールカウンセラー数 5人	継続	学校教育課
108	いじめ不登校対策専門員の配置  (拡充)	生徒が気軽に悩み等を話せ、ストレスを和らげることのできる相談員を中学校に配置し、生徒の話し相手や相談にあたります。	いじめ不登校対策専門員数 8人	継続	学校教育課
109	子どもと親の相談員の配置	不登校等の未然防止及び早期発見、早期対応のため、児童や保護者が悩み等を気軽に話せる第三者的な存在として、小学校に配置された相談員で、児童の話し相手・悩み相談、家庭・地域と学校の連携支援などを行います。	(県事業) 実施中	継続	学校教育課

番号	事業名	事業内容	現状(平成 25 年度実績)	目標	担当課
110	適応指導教室 開設事業(こだま)	不登校児及び不登校傾向の小中学生を対象に、一人ひとりに応じた段階的な支援を行うために、基礎的な学習や軽スポーツ、市内散策などを行い自発的に学校へいけるよう支援、援助します。	利用児童数 19人	継続	学校教育課
111	総合型地域スポーツクラブ の推進	誰もが、いつでも、どこでも、スポーツに親しめるよう市内の3つの総合型地域スポーツクラブにおいて、各年代のニーズに合ったスポーツイベント及びスポーツ教室を開催し、市民の健康増進と生涯スポーツの充実を図ります。	クラブ数 3	継続	スポーツ推進室
112	学校懇話会の 活用	校長が委嘱した校区内の有識者で組織し、保護者や地域住民等の意向を把握し協力を得るとともに、学校運営等の状況等を周知するなど学校の説明責任を果たし、開かれた学校づくりのために提案や提言を受け、活用に努めています。	年間3回程度 懇話会を開催し、学校運営の状況等について意見をいただき改善策を明確にし取り組んでいます。	継続	学校教育課

番号	事業名	事業内容	現状(平成25年度実績)	目標	担当課
113	外部評価の活用	各小中学校が自己点検・自己評価を実施し、その結果を保護者や地域住民に公開するとともに、保護者等による学校関係者評価の導入を進め、適切な学校運営が行われているか客観的な評価をします。	学期ごとに自己評価を実施し、結果を保護者や地域住民に公開しています。また保護者による学校関係者評価も実施し、適切な学校運営が行われるようにしています。	継続	学校教育課
114	教育公開の推進	地域の人や保護者に学校の授業や行事を公開し、信頼される学校づくりの一環として行います。	授業参観や学校行事に保護者や地域の人を積極的に招き、学校教育の様子を伝えるのに努め、理解を得ています。	継続	学校教育課
115	学校施設の整備	安全な学校施設環境を維持するため、老朽化等に伴う施設の改修などを行います。	耐震化事業を優先的に実施しています。	施設の改修計画を策定し計画に基づき実施。	教育総務課
116	幼児教育に関する情報提供	園だよりの発行による情報提供や、相談活動などを実施します。	実施中	継続	学校教育課
117	幼稚園、保育園と小学校との連携	小学生と幼児の交流を図るとともに、幼稚園と保育園の園児同士や親同士の交流も図ります。	実施中	継続	学校教育課

番号	事業名	事業内容	現状(平成25年度実績)	目標	担当課
(41)	人権教育の推進 (再掲)	豊かな人権感覚が身に付くよう、市民を対象にした講演会・小学5,6年生及び中学生を対象に人権作文コンクールを実施します。	年1回「人権を考える会」を開催。 講演会参加数83人 人権作文コンクール総作品数 765 作品	継続	生涯学習課



## 4. 地域で支える子育ての推進

### (1) 地域の子育て支援体制の整備

少子化や核家族化、都市化等によって地域社会のつながりの希薄化が指摘されており、子育てに対する不安感や負担感、あるいは孤独感を強める要因のひとつとなっています。そのような状況を打破するため、地域のなかで互いに助け合いながら子育てをする環境を整備するよう努めます。今後も、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援する体制を強化していきます。

番号	事業名	事業内容	現状(平成 25 年度実績)	目標	担当課
118	病児・病後児保育事業 (病児保育事業)	小学校低学年までの児童が病時又は病気の回復期にあって、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な時の保育と看護をします。	利用者数 432 人	継続	福祉課
119	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と子育ての手伝いをしたい人(提供会員)が、会員として登録し、子育ての相互援助を行う会員組織で、保育施設等まで子どもの送迎等の援助を行います。平成 24 年度から笠松町、岐南町と協定を結び、1 市 2 町による広域で利用が可能になっています。	登録会員数 627 人	継続	福祉課
120	保育所地域活動事業	多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域の開かれた社会資源として、保育の有する専門的機能を地域住民のために活用します。	11 園にて世代間交流や地域の方との交流を図っています。	継続	福祉課

番号	事業名	事業内容	現状（平成25年度実績）	目標	担当課
(27)	地域子育て支援拠点事業（再掲）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。	市内4か所で実施	継続	福祉課
121	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	—	推進	福祉課
122	子育て応援Webサイト	市の子育て関連サービスについて情報発信の充実を図ることを目的に、NPO 団体アスコエ・株式会社アスコエパートナーズと羽島市による官民協働モデルとして子育て応援Webサイト「イクナビ」の運用をしています。	アクセス件数 2,137件	内容を充実させて継続。	秘書広報課 福祉課
(103)	放課後子ども教室推進事業（再掲）	心豊かでたくましい子どもたちを地域社会の中で育む環境づくりを推進するため、学校の余裕教室等を活用して活動拠点を設け、地域の大人をスタッフとして迎え、スポーツや文化活動等の体験活動や地域住民との交流活動の取り組みを支援します。	実施校数3校	継続し、他の学校区にも拡充していきます。	生涯学習課
123	子育てサークル等を中心とする地域組織活動の充実	家庭児童の健全な育成を図るため、児童センター等との連携を持った子育てサークル等を中心に地域住民の積極的参加による地域組織活動を促進します。	実施中	継続	福祉課

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
(36)	おはなしひろば事業 （再掲）	乳幼児から小学校低学年を対象に、紙しばい、絵本の読み聞かせ、腹話術等を行い、子どもたちに本によるこびを知ってもらい子どもたちのふれあいの場として事業を実施します。	毎月第 2、第 4 土曜日に実施 参加人数 555 人	継続	図書館
(93)	家庭教育学級の推進 （再掲）	家庭教育に関する保護者の学習機会を提供します。公立幼稚園、小・中学校では親としての資質を高めるために創意工夫した学級を開催します。	家庭教育学級 参加延べ人数 6,288 人	継続	生涯学習課
(42)	少年センター （再掲）	青少年の補導活動・指導活動を中核に、学校・警察などの関係諸機関や青少年育成市民会議などと連携して、青少年の非行防止と健全育成に努めます。また、環境浄化のため、書店やコンビニへの立ち入り調査も行います。	少年補導員（立ち入り調査員を含む）97 人	青少年の問題行動の多様化に対応していけるような体制を作っていく。	学校教育課

## (2) 困難を抱える子ども・若者への相談・支援体制の充実

子どもを取り巻く環境が急速に変化するなか、児童虐待、いじめ、ニート、ひきこもり、不登校など、子どもの抱える問題は年々深刻化しており、心身ともに健康に暮らすことが困難な子どもも少なくありません。様々な困難を抱える子どもへの相談・支援の充実のために関係機関が連携を強化し、包括的な支援にあたっていきます。

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
(29)	要保護児童対策及びDV対策地域協議会（再掲）	要保護児童（養育、虐待、非行、不登校等の問題を抱えた子）の状況改善のために、関係機関等が必要に応じた連携をとって支援にあたります。平成 25 年度より羽島市要保護児童対策及びDV対策地域協議会となり、DVのケースに対する連携支援も行っています。	実務者会議 年 5 回開催	継続	福祉課 学校教育課 健康管理課
124	地域における子ども・若者育成支援のネットワークづくり	様々な困難を抱える青少年を総合的に支援するために、「子ども・若者総合相談センター（相談窓口）」と「子ども・若者支援地域協議会」（支援のための各機関の連携協議）を設置して、その充実を図ります。	—	推進	学校教育課 福祉課

## 5. 子どもにやさしい安全・安心なまちづくりの推進

### (1) 交通安全・防犯対策の充実

子どもたちが交通事故の被害者となることがないように、一人ひとりに対して交通安全教育を徹底して行い、交通安全意識の高揚及びマナー向上を図っていきます。また近年、子どもが犯罪の被害に晒される事件も多くあり、地域における防犯対策の徹底や意識の向上、防犯パトロールの強化等を図り、地域全体で子どもを守っていく姿勢を打ち出していきます。

加えて、実際に犯罪やいじめの被害に遭った子どもたちが心身ともに健康に成長していけるよう、相談やカウンセリングの機会を充実し、心のケアを進めていきます。

番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
125	交通安全教育の充実	交通安全指導員が各保育園、幼稚園、小・中学校、子ども会へ出向き、交通安全教育を行います。	参加人数 12,471 人	継続	防災交通課
126	交通安全啓発事業	交通安全指導員が子どもに対する交通安全に関する講習会などを開催します。また、街頭指導も行います。	街頭指導回数 38 回	継続	防災交通課
127	チャイルドシートの正しい使用の普及啓発活動	母子保健事業に参加した方を対象に、チャイルドシートの啓発などを行います。	参加人数 120 人	継続	防災交通課 健康管理課
128	保護者に対する指導・助言・情報提供等の充実	子どもを交通事故から守れるように親の意識の向上を図るため、広報などを通じての啓発や新入园児の保護者を対象に様々な情報を掲載したパンフレットを配布するなど、指導・助言・情報提供します。	実施中	継続	防災交通課

番号	事業名	事業内容	現状(平成 25 年度実績)	目標	担当課
129	地域防犯パトロールの拡大	住民の自主的活動である防犯を目的とした地域パトロールを全市的な活動として実施できるよう、各自治会などに働きかけます。	市内全町に地域防犯パトロール隊を立ち上げ、パトロールを実施。	継続	防災交通課
130	地域防犯活動の推進	防犯のための啓発や隣近所が声をかけ合うなど地域全体で犯罪を防ぐことができる環境づくりに努めます。	実施中	継続	防災交通課
131	防犯体制の整備	通園・通学路等で誘拐等の犯罪が発生しないように、不審者に対する対応指導や、犯罪被害に対する情報提供、「子ども 110 番の家」など、地域における防犯ネットワークを整備・充実します。	専任補導員による登下校時の青パトによる計画的な巡回、不審者情報をメールで登録者に配信し、ファックスで関係機関に送信。110 番の家を増やすなど、地域の防犯ネットワークを充実させています。	継続	学校教育課
132	交通安全教育の推進	安全サポーターが 1 日 3 時間地域を見回るとともに、体験型の自転車教育やビデオによる指導などを行います。	児童生徒の毎日の登下校の見届けや、交通安全の啓発、水難事故の恐れがある危険箇所をパトロールし、交通事故防止、水難事故防止に努めています。	継続	学校教育課

番号	事業名	事業内容	現状(平成25年度実績)	目標	担当課
133	犯罪被害にあった子どもの保護体制づくり	交通事故、犯罪、いじめ、虐待などの被害にあった子どもの心身の健全な発達と自立を促進していくために、専門家による継続的なカウンセリングなど、適切な心のケアを行う体制づくりに努めます。	児童、生徒が精神的、身体的に辛い状況に陥ってしまった時に、専門家によるケアを受けることができる。	継続	学校教育課

## (2) 安全・安心なまちづくり

子育て家庭が安全に、安心して生活していくために、公園や道路の整備を推進し、子どもを連れていても気軽に外出できる環境づくりに努めていきます。子どもの視点及び子ども連れの親の視点から見たバリアフリーやユニバーサルデザインを公共施設や公共交通機関等にも取り入れていき、誰もが生活しやすい、優しいまちづくりを進めていきます。

番号	事業名	事業内容	現状(平成25年度実績)	目標	担当課
134	ミニまちづくり事業(地区計画)	道路の拡幅や、建築物の建築基準の設定、土地利用の制限、緑化保全など住みよい街づくりをめざして、地区毎の計画を立案します。	実施中	継続	都市計画課
135	公園整備事業	公園・緑地は、市民の憩いやふれあい、スポーツ・レクリエーション活動の場として重要な役割を果たすとともに、自然との共生を図る拠点です。また緑の景観資源として都市環境に潤いをもたらしたり、避難場所や防火帯としての都市防災機能を有する整備をします。	都市公園： 街区公園 52 か所 近隣公園 3 か所 運動公園 2 か所 都市緑地等 7 か所	充実	都市計画課 スポーツ推進室

番号	事業名	事業内容	現状(平成25年度実績)	目標	担当課
136	公園施設管理事業	街区公園や近隣公園、都市緑地などの都市公園を委託業者や地域の自治会により維持管理を実施します。また、遊具の安全点検を毎年各公園で実施しており、随時改修を行います。また、危険遊具に関しては、使用停止や撤去を行い、安全で安心して遊べるよう公園施設を管理します。	平成26年度からは公園施設長寿命化計画を策定し、より計画的な公園の維持管理に努める。	継続	都市計画課 スポーツ推進室
137	岐阜羽島駅周辺交通バリアフリー事業	駅構内のエレベーター、エスカレーター、手すりなどの設置や、駅と駅周辺における歩道などの段差解消、横断歩道の設置などのバリアフリー化に努めます。	実施中	継続	土木監理課



番号	事業名	事業内容	現状（平成 25 年度実績）	目標	担当課
138	あんしん歩行エリア整備事業	歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するための対策。エリア内では、岐阜県公安委員会と市が連携して面的かつ、総合的な死傷事故抑止対策を講じることにより、死傷事故を約 2 割抑止するとともに、そのうち歩行者又は自転車利用者に係る死傷事故を 3 割抑止することを目指します。	実施中	継続	土木監理課
(34)	児童センター運営事業（再掲）	児童が健やかに生まれ育つため、地域の児童健全育成の拠点として、また子どもの居場所づくりに向け、児童センターの機能を効果的に活用し運営します。	年間利用延べ人数 32,012 人	継続	福祉課
139	園庭開放の促進	保育園の園庭解放により、就園児童と、未就園児童との交流を促進するとともに、世代間交流の場としても活用し、身近な遊び場の確保に努めます。	市内私立保育園 11 園にて週 1 回園庭開放を実施	継続	福祉課
140	子育てにやさしい公共施設の整備	公共施設が子ども連れでも利用しやすいように、ベビールーム、授乳スペース等の設置など、各種施設の充実を図ります。	「赤ちゃんステーション」を市内保育園及び市内主要施設に設置 設置箇所数 19	充実	公共施設所管課 スポーツ推進室 生涯学習課 市民協働課 福祉課

## 6. ライフステージ別事業一覧

		乳幼児期 (胎内～2歳)	就学前期 (3～5歳)	学齢期 (6～11歳)	青少年期 (12～18歳)	再掲
基本目標1 共に学び合い、育ちあうまちづくり						
1 全ての子育てで家庭への支援						
(1) 子育て家庭に対する経済的支援						
1	児童手当				中学生まで	
2	乳幼児等医療費助成				15歳まで	
3	児童扶養手当					
4	特別児童扶養手当					
5	障害児福祉手当					
6	重度心身障害児福祉手当					
7	保育料の軽減					
8	幼稚園就園奨励事業					
9	児童手当等諸制度の周知					
10	奨学金制度の周知					
11	貸付金制度の周知					
12	養育医療費助成					
(2) ひとり親家庭の自立支援						
13	ひとり親家庭等自立支援の充実(拡充)					
14	母子関係団体の育成指導					
15	母子生活支援施設の入所措置					
16	放課後児童教室の優先入所の推進支援					
17	多様な保育サービスの推進の支援					
18	相談体制の整備・連携					
(3) 障がい児施策の充実						
19	障がい福祉サービス					
20	障害児保育事業					
21	岐阜地域児童発達支援センター組合運営事業					
22	障がい者団体育成支援事業					
23	児童発達相談支援事業					
24	特別支援教育の充実					

		乳幼児期 (胎内～2歳)	就学前期 (3～5歳)	学齢期 (6～11歳)	青少年期 (12～18歳)	再掲
25	心理相談					
26	乳幼児健康診査事業					
	(4) 児童虐待防止対策の充実					
27	地域子育て支援拠点事業					
28	家庭児童相談室受付業務の充実・強化					
29	要保護児童対策及びDV対策協議会					
30	こんにちは赤ちゃん事業 (乳幼児家庭訪問事業)					
2 子育てと仕事の両立支援						
	(1) 児童の健全育成					
31	放課後児童対策事業 (放課後児童健全育成事業) (拡充)					
32	チビッ子夢広場					
33	小学生土曜クラブ					
34	児童センター運営事業					
35	ブックスタート事業					
36	おはなしひろば事業			低学年		
37	民生・児童委員・主任児童委員活動支援事業					
38	小中学校の生徒指導連携強化委員会活動の充実					
39	子ども会活動					
40	ジュニアリーダークラブ活動					
41	人権教育の充実					
42	少年センター					
43	地域ふれあい事業					
44	特色ある学級・講座・教室事業					
45	青少年育成事業				中学生	
	(2) 仕事と家庭の両立支援					
46	男女共同参画プランの推進					
47	家庭における意識啓発の推進				中学生	
48	父親の育児参加の促進				中学生	
49	羽島市特定事業主行動計画の推進					

		乳幼児期 (胎内～2歳)	就学前期 (3～5歳)	学齢期 (6～11歳)	青少年期 (12～18歳)	再掲
50	事業主・企業の取り組み促進の啓発					
51	次世代認定マークの取得啓発					
	(3) 幼児期の教育・保育、地域子育て支援事業の充実					
52	通常保育事業					
53	延長保育事業(時間外保育事業)					
54	一時預かり事業					
(20)	障がい児保育事業					1-(3)
55	低年齢児保育促進事業					
56	保育所広域入所事業					
57	保育所施設整備事業					
58	保育関係職員研修事業					
59	保育所における子育て支援事業					
60	子育て短期支援事業					
3 母子の健やかな成長支援						
	(1) 母子の健康づくりの推進					
(26)	乳幼児健康診査事業					1-(3)
61	妊婦健康診査					
62	歯科検診					
63	はみがき教室とフッ化物塗布					
64	予防接種事業					
65	母子訪問事業					
66	乳幼児相談					
67	パパママ教室					
68	母子健康手帳の交付					
69	養育支援訪問事業					
70	母子保健推進員活動事業					
71	母子保健推進員育成事業					
72	巡回歯科衛生教育					
73	乳幼児の事故予防啓発					
74	妊婦歯科健康診査(拡充)					
(30)	こんにちは赤ちゃん事業(乳幼児家庭訪問事業)					1-(4)

		乳幼児期 (胎内～2歳)	就学前期 (3～5歳)	学齢期 (6～11歳)	青少年期 (12～18歳)	再掲
	(2) 小児医療体制の充実					
75	休日診療運営事業の周知					
76	歯科休日診療運営事業の周知					
77	かかりつけ医の推奨					
78	小児救急体制の整備					
	(3) 思春期の健康づくり					
79	羽島市学校保健会活動の推進					
80	薬物乱用防止教育					
81	喫煙防止教育の充実					
82	性教育の推進					
	(4) 食育の推進					
83	小中学生の食育の推進					
84	栄養に配慮した学校給食の推進					
85	食に関する親への学習機会、情報発信					
86	たのしい食育教室					
87	離乳食教室					
(67)	パパママ教室					3-(1)
	(5) 次代の親の育成					
88	確かな学力の育成					
89	基礎的な体力の向上					
90	基本的な生活習慣の推進					
91	職場体験活動の推進					
92	乳幼児ふれあい体験				中学生	
93	家庭教育学級の推進					
94	命輝きふれあい事業				中学生	
95	青少年健全育成事業					
	(6) 心豊かな人間性を育む教育の推進					
96	キャリア教育の推進					
97	少人数指導・TT(チームティーチング)指導の推進					
98	研究指定校推進事業					
99	教員の力量アップ講座の開催					

		乳幼児期 (胎内～2歳)	就学前期 (3～5歳)	学齢期 (6～11歳)	青少年期 (12～18歳)	再掲
100	学校教育への外部人材の活用					
101	学習支援員設置事業					
102	小学校英会話指導					
(24)	特別支援教育の充実					1－(3)
103	放課後子ども教室推進事業					
104	地域ぐるみの道徳教育の推進					
105	生徒会サミットの推進				中学生	
106	メンタルフレンドの配置					
107	スクールカウンセラーの配置					
108	いじめ不登校対策専門員の配置(拡充)					
109	子どもと親の相談員の配置					
110	適応指導教室開設事業(こだま)					
111	総合地域スポーツクラブの推進					
112	学校懇話会の活用					
113	外部評価の活用					
114	教育公開の推進					
115	学校施設の整備					
116	幼児教育に関する情報提供					
117	幼稚園、保育園と小学校との連携					
(41)	人権教育の推進					2－(1)
4 地域で支える子育ての推進						
	(1) 地域の子育て支援体制の整備					
118	病児・病後児保育事業(病児保育事業)			低学年		
119	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)					
120	保育所地域活動事業					
(27)	地域子育て支援事業					1－(4)
121	利用者支援事業					
122	子育て応援Webサイト					
(103)	放課後子ども教室推進事業					3－(6)
123	子育てサークル等を中心とする地域組織活動の充実					

		乳幼児期 (胎内～2歳)	就学前期 (3～5歳)	学齢期 (6～11歳)	青少年期 (12～18歳)	再掲
(36)	おはなしひろば事業			低学年		2-(1)
(93)	家庭教育学級の推進					3-(5)
(42)	少年センター					2-(1)
	(2) 困難を抱える子ども・若者への相談・支援体制の充実					
(29)	要保護児童対策及びDV対策協議会					1-(4)
124	地域における子ども・若者育成支援のネットワークづくり					
5	子どもにやさしい安全・安心なまちづくりの推進					
	(1) 交通安全・防犯対策の充実					
125	交通安全教育の充実					
126	交通安全啓発事業					
127	チャイルドシートの正しい使用の普及啓発活動					
128	保護者に対する指導・助言・情報提供等の充実					
129	地域防犯パトロールの拡大					
130	地域防犯活動の推進					
131	防犯体制の整備					
132	交通安全教育の推進					
133	犯罪被害にあった子どもの保護体制づくり					
	(2) 安全・安心なまちづくり					
134	ミニまちづくり事業(地区計画)					
135	公園整備事業					
136	公園施設管理事業					
137	岐阜羽島駅周辺交通バリアフリー事業					
138	あんしん歩行エリア整備事業					
(34)	児童センター運営事業					2-(1)
139	園庭開放の促進					
140	子育てにやさしい公共施設の整備					

## 第5章 区域設定と数値目標

### 1. 教育・保育提供区域

市町村は、地理的条件、人口など現在の条件等を総合的に勘案しつつ、市全域、小学校区単位、中学校単位などの単位で、教育・保育の提供区域を定めることとしています。また、本計画に基づいて実施される地域子ども・子育て支援事業においても基本的には教育・保育提供区域と共通の区域設定とすることとしています。教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合は、実情に応じて、区分又は事業ごとに設定することができるとしています。

本市においては、幼稚園については近隣在住者のみならず、各幼稚園の教育方針や保育料等で選択する保護者も多いことから、市内の様々な地域の子どもが通園しています。仮に区域を複数に分けると、現在の幼稚園の利用ニーズとは相容れないものとなると予測されます。

また、保育園については自宅に近いという理由のほかに保護者の通勤経路の途中にある施設を希望し、入所している実態があるため、区域を複数設けると自宅と利用施設の区域が一致しないケースが想定されます。

特に本市は岐阜市・大垣市・一宮市に隣接しているため、市外に勤務先がある保護者が多く存在し、通勤途中にある保育所への入所を希望するケースが見受けられます。

以上のことを踏まえ、市全域を教育・保育提供区域として定めます。

地域子ども・子育て支援事業における区域設定については、放課後児童健全育成事業は小学校区域とします。それ以外の事業については教育・保育提供区域と同じ市全域として定めます。

以上の点を踏まえ、教育・保育サービスの量的な充足と質的な拡充を図っていきます。



図表 33 事業ごとの提供区域

事業等名		区域	
教育・保育事業(認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業等)		市全域	
地域子ども・子育て支援事業	1	時間外保育事業(延長保育事業)	市全域
	2	放課後児童健全育成事業(放課後児童対策事業)	小学校区
	3	子育て短期支援事業	市全域
	4	地域子育て支援拠点事業	市全域
	5	一時預かり事業	市全域
	6	病児保育事業(病児・病後児保育事業)	市全域
	7	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	市全域
	8	妊婦に対する健康診査(妊婦健康診査)	市全域
	9	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	市全域
	10	利用者支援事業	市全域
	11	養育支援訪問事業	市全域

## 2. 子ども子育て支援事業計画の数値計画一覧

### (1) 学校教育・保育の量の見込みと確保方策

#### ◆ 数値計画

	平成27年度					平成28年度				
	1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳
	教育 ニーズ		保育 ニーズ		保育 ニーズ	保育 ニーズ	教育 ニーズ		保育 ニーズ	
①量の見込み (必要利用定員総数)	640	110	1,013	120	430	630	110	953	120	430
	750					740				
②確保方策	710		1,300	130	430	710		1,300	130	430
認定こども園・幼稚園・保育所 (教育・保育施設)	80		1,300	130	430	80		1,300	130	430
(確認を受けない幼稚園)※1	630		/	/	/	630		/	/	/
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)	/	/	/	0	0	/	/	/	0	0
認可外保育施設 ※2	/	/	/	0	0	/	/	/	0	0
②-① (確保方策一量の見込み)	▲ 40		287	10	0	▲ 30		347	10	0

	平成29年度					平成30年度				
	1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳
	教育 ニーズ		保育 ニーズ		保育 ニーズ	保育 ニーズ	教育 ニーズ		保育 ニーズ	
①量の見込み (必要利用定員総数)	625	110	938	120	430	611	108	916	120	422
	735					719				
②確保方策	745		1,265	130	430	745		1,265	130	430
認定こども園・幼稚園・保育所 (教育・保育施設)	115		1,265	130	430	115		1,265	130	430
(確認を受けない幼稚園)※1	630		/	/	/	630		/	/	/
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)	/	/	/	0	0	/	/	/	0	0
認可外保育施設 ※2	/	/	/	0	0	/	/	/	0	0
②-① (確保方策一量の見込み)	10		327	10	0	26		349	10	8

	平成31年度				
	1号	2号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳
	教育 ニーズ		保育 ニーズ	保育 ニーズ	保育 ニーズ
①量の見込み (必要利用定員総数)	609	107	913	120	410
	716				
②確保方策	745		1,265	130	430
認定こども園・幼稚園・保育所 (教育・保育施設)	115		1,265	130	430
(確認を受けない幼稚園)※1	630				
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)				0	0
認可外保育施設 ※2				0	0
②-① (確保方策一量の見込み)	29		352	10	20

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
保育利用率(%) ※4	32.6	32.2	31.6	31.1	30.5

#### ◆ 確保方策の具体的内容

平成29年度より、3箇所の保育園が認定こども園への移行の意向を示しており、計画に反映しています。

2号認定の教育利用希望が強いニーズは幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分を利用することで解消されることから、認定こども園への移行により過不足は発生しないと考えられます。

- ※1 子ども・子育て支援新制度に移行をせず、現行の私学助成、幼稚園就園奨励費を財政措置として運営を行う幼稚園を指します。
- ※2 家庭的保育事業・小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4種類の保育事業を指します。
- ※3 児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設を指します。
- ※4 3歳未満児の子どもの数全体に占める3号認定の利用率(小数点第2位を四捨五入)

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### ① 時間外保育事業（延長保育事業）

#### ◆ 数値計画

	平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		平成 31年度	
量の見込み	338	11	330	11	326	11	321	11	318	11
確保方策	338	11	330	11	326	11	321	11	318	11
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ <量の見込み> 左：年間の実人数 右：実施箇所数  
 <確保方策> 上段左：市町村実施事業（補助）の年間実人数  
 上段右：市町村実施事業（補助）の箇所数  
 下段左：市町村事業を除いた独自事業の年間実人数  
 下段右：市町村事業を除いた独自事業の箇所数

#### ◆ 確保方策の具体的内容

保護者の就労形態の多様化や勤務時間の長時間化等により、現在、11 保育園が延長保育を実施しており、保育所入所児童数の範囲内で延長保育の提供は可能であり、継続して実施します。

## ② 放課後児童健全育成事業（放課後児童対策事業）

### ◆ 数値計画

【低学年】	平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		平成 31年度	
	量の見込み	505	16	554	18	589	18	580	19	539
確保方策	505	16	554	18	589	18	580	19	539	19
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【高学年】	平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		平成 31年度	
	量の見込み	94	15	203	17	219	17	214	18	220
確保方策	94	15	203	17	219	17	214	18	220	18
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【計】	平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		平成 31年度	
	量の見込み	599	16	757	18	808	18	794	19	759
確保方策	599	16	757	18	808	18	794	19	759	19
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ <量の見込み> 左：年間の実利用人数 右：実施箇所数  
 <確保方策> 上段左：市町村実施事業（補助）の年間実人数  
 上段右：市町村実施事業（補助）の箇所数  
 下段左：市町村事業を除いた独自事業の年間実人数  
 下段右：市町村事業を除いた独自事業の箇所数

### ◆ 確保方策の具体的内容

4年生以上の利用の需要に対応するために対象学年を拡大する必要があるが、それに伴い利用希望者の増加が想定されるため、すべての利用希望者が利用できるよう、小学校の余裕教室の確保や専用施設の整備などを図り、利用希望者全員が安心・安全に利用することができる環境を整えます。

### ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

#### ◆ 数値計画

	平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		平成 31年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
量の見込み	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
確保方策	30	3	30	3	30	3	30	3	30	3
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ <量の見込み> 左：年間の延べ人数 右：実施箇所数  
 <確保方策> 上段左：市町村実施事業（補助）の年間延べ人数  
 上段右：市町村実施事業（補助）の箇所数  
 下段左：市町村事業を除いた独自事業の年間延べ人数  
 下段右：市町村事業を除いた独自事業の箇所数

#### ◆ 確保方策の具体的内容

現在の提供体制を維持し、引き続き実施していきます。

### ④ 地域子育て支援拠点事業

#### ◆ 数値計画

	平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		平成 31年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
量の見込み	40,000	4	40,000	4	40,000	4	40,000	4	40,000	4
確保方策	40,000	4	40,000	4	40,000	4	40,000	4	40,000	4

※ <量の見込み> 左：年間の延べ人数 右：実施箇所数  
 <確保方策> 左：市町村実施事業（補助）の年間延べ人数  
 右：市町村実施事業（補助）の箇所数

#### ◆ 確保方策の具体的内容

各施設がそれぞれの特色を生かし、利用者の確保に努めます。

⑤ 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

◆ 数値計画

		平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		平成 31年度	
量の見込み	①1号認定による利用	11,132	2	11,100	2	11,100	2	11,100	2	11,100	2
	②2号認定による利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策	一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	（在園児対象型）	13,760	2	13,760	2	13,760	2	13,760	2	13,760	2

※ <量の見込み> 左：年間の延べ人数 右：実施箇所数  
 <確保方策> 上段左：市町村実施事業（補助）の年間延べ人数  
 上段右：市町村実施事業（補助）の箇所数  
 下段左：市町村事業を除いた独自事業の年間延べ人数  
 下段右：市町村事業を除いた独自事業の箇所数

◆ 確保方策の具体的内容

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりであるため、私立幼稚園（2園）で引き続き受入を行います。

⑥ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

◆ 数値計画

		平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		平成 31年度	
量の見込み		6,412	13	6,412	13	6,412	13	6,412	13	6,412	13
確保 方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	5,600	11	5,600	11	5,600	11	5,600	11	5,600	11
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応型 強化事業を除く）	800	1	800	1	800	1	800	1	800	1
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ <量の見込み> 左：年間の延べ人数 右：実施箇所数  
 <確保方策> 上段左：市町村実施事業（補助）の年間延べ人数  
 上段右：市町村実施事業（補助）の箇所数  
 下段左：市町村事業を除いた独自事業の年間延べ人数  
 下段右：市町村事業を除いた独自事業の箇所数

◆ 確保方策の具体的内容

一時預かり事業は、現在11保育園が実施しており、保育士の不足もなく、引き続き実施していきます。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、現在の提供体制を維持し、依頼会員へ事業周知を図ります。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、現在の提供体制を維持し、保護者の緊急時の対応に努めます。



⑦ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

◆ 数値計画

		平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		平成 31年度	
量の見込み		490	2	490	2	500	2	510	2	510	2
確保 方策	病児保育事業	440	1	440	1	450	1	460	1	460	1
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	50	1	50	1	50	1	50	1	50	1
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ <量の見込み> 左：年間の延べ人数 右：実施箇所数  
 <確保方策> 上段左：市町村実施事業（補助）の年間延べ人数  
 上段右：市町村実施事業（補助）の箇所数  
 下段左：市町村事業を除いた独自事業の年間延べ人数  
 下段右：市町村事業を除いた独自事業の箇所数

◆ 確保方策の具体的内容

病児保育事業は、周知を図りながら、引き続き実施してまいります。また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業））は、現在の提供体制を維持し、依頼会員へ事業周知を図ります。

## ⑧ 子育て援助活動支援事業（就学児）

### ◆ 数値計画

		平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		平成 31年度	
量の見込み		160	1	160	1	160	1	160	1	160	1
確保 方策	子育て援助活動支	160	1	160	1	160	1	160	1	160	1
	援事業(就学後)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ <量の見込み> 左：年間の延べ人数 右：実施箇所数  
 <確保方策> 上段左：市町村実施事業（補助）の年間延べ人数  
 上段右：市町村実施事業（補助）の箇所数  
 下段左：市町村事業を除いた独自事業の年間延べ人数  
 下段右：市町村事業を除いた独自事業の箇所数

### ◆ 確保方策の具体的内容

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、現在の提供体制を維持し、依頼会員へ事業周知を図ります。

## ⑨ 利用者支援事業

### ◆ 数値計画

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	0	4	4	4	4
確保方策	0	4	4	4	4

※ <量の見込み・確保方策> 実施箇所数

### ◆ 確保方策の具体的内容

地域子育て支援拠点事業の4施設において、利用者支援事業の機能を担えるよう、職員の研修受講の支援を行いながら、事業の実施を進めていきます。

## ⑩ 妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査）

### ◆ 数値計画

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
妊娠届出者数(①)	580	580	580	580	580
1人あたり健診回数(②)	14	14	14	14	14
量の見込み(①×②)	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120

### ◆ 確保方策の具体的内容

実施場所：全国医療機関及び助産所

実施体制：委託医療機関

健診時期：妊娠期間

検査項目：国が定める基本的な健康診査項目

## ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

### ◆ 数値計画

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(人数)	580	580	580	580	580

### ◆ 確保方策の具体的内容

実施体制：保健師 12 人、母子保健推進員 34 人

実施機関：羽島市保健センター

※乳児家庭全戸訪問事業

## ⑫ 養育支援訪問事業

### ◆ 数値計画

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(人数)	0	5	5	5	5

### ◆ 確保方策の具体的内容

乳児家庭全戸訪問事業において、訪問による養育支援を必要とする家庭を把握し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行ないます。

実施機関：福祉課

## 第6章 計画の推進

### 1. 各主体の役割

本計画は、福祉、保健、教育、都市整備、交通安全、防犯等幅広い分野にわたって子育てを支援することを目標としているため、子育てを家庭や行政だけでなく、地域や社会全体で実現に向けて取り組んでいくことが必要不可欠です。

そこで、各主体の担う役割を明確にし、なおかつ、各主体同士が連携・調整し、総合的に施策の展開を図りながら、効果的に推進していきます。

#### (1) 家庭の役割

家庭は子育てに関して一義的な責任を負っています。家庭は、他者に対する思いやりや自主性、生活習慣や礼儀作法、善悪の判断に至るまで、子どもたちが生まれてまらず初めに、生きるうえで必要な力を身につける場であると同時に、安心して身を預けられる場でなければなりません。

#### (2) 地域の役割

同じ地域に住む人は、子どもにとって最も身近な他人です。地域社会のつながりを深め、地域の大人や子どもと交流することで、家庭とはまた違った学びを得ることとなります。また、子育て家庭の孤立化や、子どもの犯罪被害を防ぐためにも地域の連帯感を強め、地域ぐるみで子どもを見守る体制を築いていく必要があります。

#### (3) 学校の役割

学校は、子どもが成長し人格を形成する過程で、重要な時期にきわめて大きな役割を果たす場です。集団生活におけるルールやマナーを学び、社会性やコミュニケーション能力を獲得し、自分の個性を見つけ十分伸ばしていけるような環境を整え、「生きる力」を育む教育の推進に努めていかなければなりません。

#### (4) 事業所等の役割

保育サービスを提供する事業所においては、ニーズに合わせた多様な保育サービスの実施が求められており、今後もその充実に努めていかなければなりません。加えて、すべての事業所において、育児休業取得の促進や意識の啓発、多様な働き方の導入など、仕事と家庭生活の両立を支援する体制づくりが必要とされています。

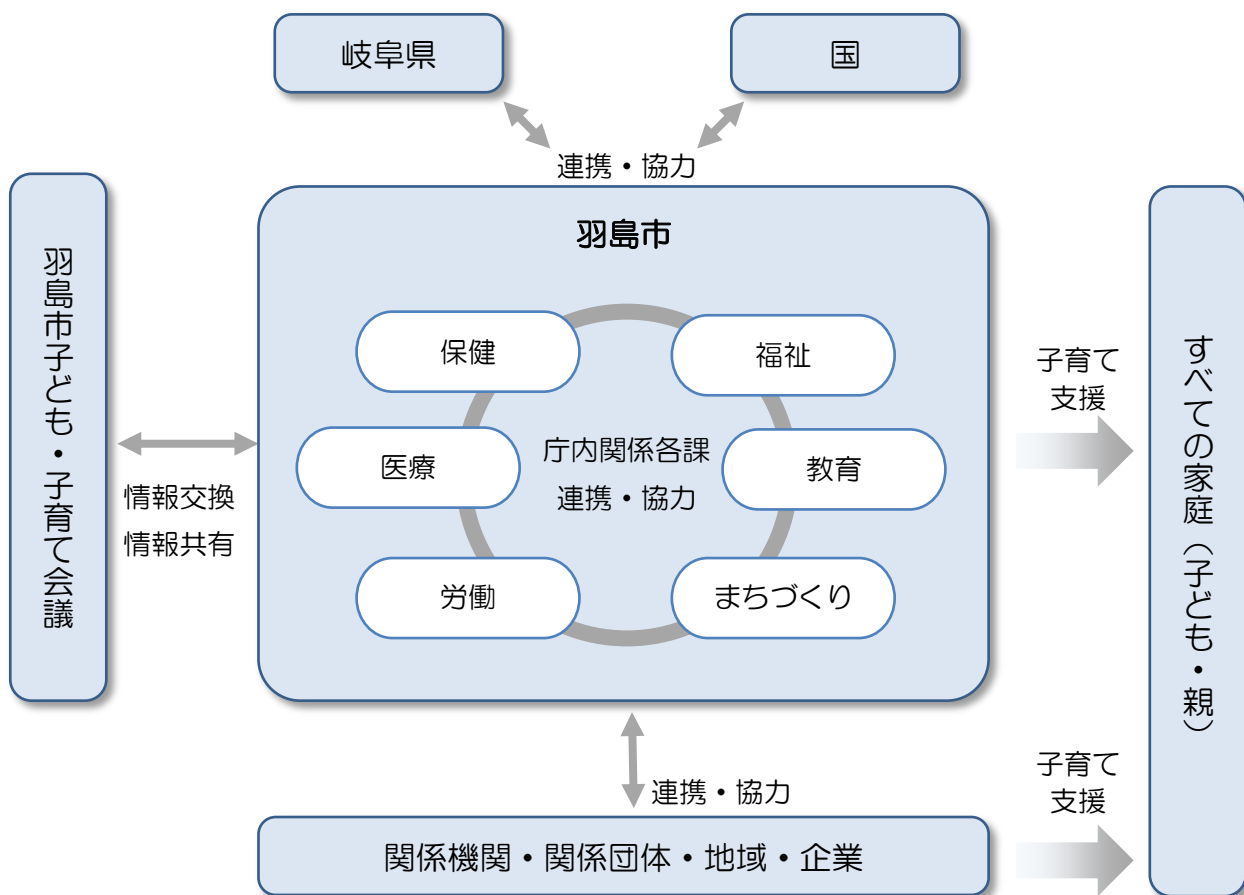
#### (5) 行政の役割

子育てにやさしい環境づくりは、広範な領域や分野にわたることから、行政においては、各担当課が整合性をもって取り組みが進められるよう連携体制の確立を図るとともに、地域の実情に応じ、民間と行政が一体となって効果的な施策の推進を図っていく必要があります。

## 2. 各主体の連携

子どもは次代を担っていく重要な存在であり、各家庭だけでなく地域・社会全体でその成長を見守り、支援していく必要があります。本計画に掲げる施策を推進するため、行政はもとより、家庭、学校、地域、事業者等がそれぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていくことが不可欠です。

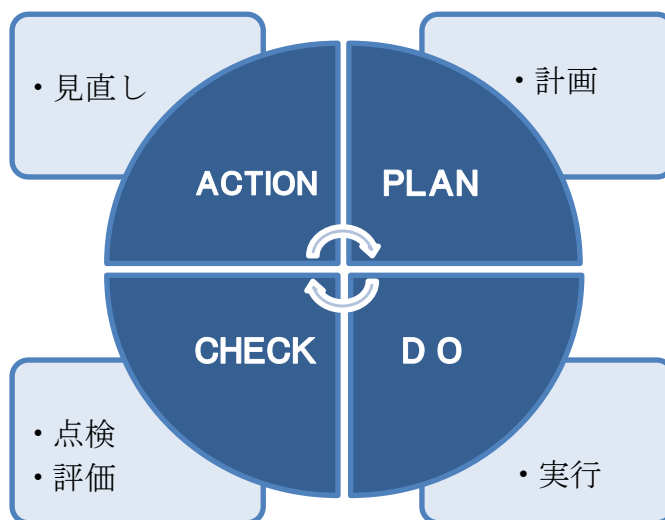
市においても、計画の推進にあたって広範な分野にまたがる子どもの施策については、地域における警察、保健所、児童相談所などの関係機関や民生・児童委員、主任児童委員、保育士、幼稚園、小中学校の職員などの関係者や事業所との連携・協力を図りながら、効果的な推進に努めます。



### 3. 計画の進行管理

本計画の推進にあたって、市は年度ごとに推進状況を把握・点検し、その結果をその後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

そこで、計画の実施状況を把握・点検するために、市民の意見を反映させるための仕組みづくりとして、市民の代表、関係機関からなる「羽島市子ども・子育て会議」にて、計画の実施状況の把握、点検を「PDCAサイクル」により継続的に行っていきます。



### 4. 市民参加の推進

子育て支援及び子どもの健全育成を図るためには、家庭、保育園、幼稚園、小中学校及び行政だけでなく、地域全体で取り組む必要があり、子育て支援及び子どもの健全育成に係る意識啓発をあらゆる機会を通じて行うとともに、市民による子育ての環境づくりの取り組みを支援し、市民と行政が協働して子育ての環境づくりを推進します。



# 羽島市 子ども・子育て支援事業計画

平成 年 月

羽島市役所 福祉部福祉課

岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地

TEL : 058-392-1111 (代) FAX : 058-394-0025